

## 別添 1

### 01E 科学委員会が示した各申請国の BSE ステータス評価案の概要

#### 1. オーストリア

(1) ステータス

管理されたりスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

B 型サーベイランスへ移行する前に、A 型サーベイランスのターゲットの充足の証拠を継続して提出することを求める。

#### 2. ベルギー

(1) ステータス

管理されたりスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

01E への年次更新の報告を求める。また、分かり難い文章だったので、01E が示す質問票様式に即すことを求める。

#### 3. キプロス

(1) ステータス

管理されたりスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

提出された申請書は分かり易い文章であったが、セクションに則して十分に記載されていない重要事項がある。

#### 4. チェコ共和国

(1) ステータス

管理されたりスク

(2) 科学委員会から各国へのコメント

BSE サーベイランスプログラムが正確に牛群を反映して実施されていることを示せるように、サーベイランスストリーム毎の検査動物の区分（特に、「通常と殺」「切迫と殺」「死亡牛」の比率に関して）を見直すよう求める。「切迫と殺」と「死亡牛」の比率が、致死率に関する国際的知見や欧州のサーベイランスからの知見と明確な違いがある。

## 5. デンマーク

- (1) ステータス  
管理されたりスク
- (2) 科学委員会から各国へのコメント  
特になし

## 6. エストニア

- (1) ステータス  
管理されたりスク
- (2) 科学委員会から各国へのコメント  
今後 OIE へ年次更新を報告するに当たり、OIE への様式に即した文書の提供を求める。

## 7. フィンランド

- (1) ステータス  
無視できるリスク
- (2) 科学委員会から各国へのコメント  
Appendix3.8.4.に規定されたサーベイランス要件に対する遵守を評価するために、今後、当該年次の前年のサーベイランスデータの報告を求める。

## 8. フランス

- (1) ステータス  
管理されたりスク
- (2) 科学委員会から各国へのコメント  
質問書に沿った申請書であり、すべての情報が入手可能である。

## 9. ドイツ

- (1) ステータス  
管理されたりスク
- (2) 科学委員会から各国へのコメント  
適正なサーベイランスストリームに対し、厳正なサーベイランスポイントが割り当てられていることを確認する必要性があり、様式に沿った年次更新を求める。臨床的に疑わしいストリームの割合が明らかに増加しているが、この件に関係なく、A型サーベイランスポイントの要件の点数は超えている。

## 10. ギリシャ

- ( 1 ) ステータス  
管理されたりスク
- ( 2 ) 科学委員会から各国へのコメント  
飼料規制の管理法及び査察、サーベイランス活動（特に臨床的に疑われる症例）及びサーベイランス表に関するより具体的なデータについて、Appendix3.8.4. に即した形で提供するよう求める。

### 1.1. ハンガリー

- ( 1 ) ステータス  
管理されたりスク
- ( 2 ) 科学委員会から各国へのコメント  
できれば 12 月中旬までに 2006 年及び 2007 年に行われたサーベイランスの結果の報告を求める。

### 1.2. アイスランド

- ( 1 ) ステータス  
無視できるリスク
- ( 2 ) 科学委員会から各国へのコメント  
Appendix3.8.4. の規定に従った 4 つのうち少なくとも 3 つのサーベイランスストリームからのサンプリングが必要であり、また、サーベイランスストリーム毎の割合について見直しと報告を求める。データ中に切迫と殺及び死亡牛がなく、これらを健康牛と誤区分している疑いがある。12 月中旬までに 2007 年のサーベイランス結果の報告を求める。

### 1.3. アイルランド

- ( 1 ) ステータス  
管理されたりスク
- ( 2 ) 科学委員会から各国へのコメント  
申請書は質問票に完全に即したもので、情報入手は容易である。

### 1.4. イタリア

- ( 1 ) ステータス  
管理されたりスク
- ( 2 ) 科学委員会から各国へのコメント  
表 1.5.4. 及び 1.5.5. の様式の飼料管理統計の提示がなく、遺憾である。

### 1.5. ラトビア

- (1) ステータス  
管理されたリスク
- (2) 科学委員会から各国へのコメント  
特になし

### 1.6. リトアニア

- (1) ステータス  
管理されたリスク
- (2) 科学委員会から各国へのコメント  
臨床的に疑われるストリームの割合の正確性について、見直しを求める。不十分な部分はあるが、申請書は概して非常に分かり易い文書である。

### 1.7. ルクセンブルク

- (1) ステータス  
管理されたリスク
- (2) 科学委員会から各国へのコメント  
特になし

### 1.8. マルタ

- (1) ステータス  
管理されたリスク
- (2) 科学委員会から各国へのコメント  
受動的サーベイランスの被検数の増加と、被検動物の月齢記録を蓄積して、サーベイランスのアドバンテージを獲得することを提案する。12月中旬までに2007年のサーベイランス結果の報告を求める。

### 1.9. オランダ

- (1) ステータス  
管理されたリスク
- (2) 科学委員会から各国へのコメント  
特になし

### 2.0. ノルウェー

- (1) ステータス  
無視できるリスク

- ( 2 ) 科学委員会から各国へのコメント  
質問票に完全に即した透明性の高い申請である。

#### 2.1 . ポーランド

- ( 1 ) ステータス  
管理されたりスク
- ( 2 ) 科学委員会から各国へのコメント  
特になし

#### 2.2 . ポルトガル

- ( 1 ) ステータス  
管理されたりスク
- ( 2 ) 科学委員会から各国へのコメント  
自治州であるアゾレス諸島及びマデイラ諸島に関して、必要なより多くの情報と当地域の貿易活動についての情報の提供を求める。

#### 2.3 . スロバキア共和国

- ( 1 ) ステータス  
管理されたりスク
- ( 2 ) 科学委員会から各国へのコメント  
今後起こり得る BSE 症例に関して、出生日についての情報を継続的に提供することを求める。

#### 2.4 . スロベニア

- ( 1 ) ステータス  
管理されたりスク
- ( 2 ) 科学委員会から各国へのコメント  
特になし

#### 2.5 . スペイン

- ( 1 ) ステータス  
管理されたりスク
- ( 2 ) 科学委員会から各国へのコメント  
特になし

## 26. スウェーデン

### (1) ステータス

無視できるリスク

### (2) 科学委員会から各国へのコメント

申請書は様式に沿った非常に分かり易い文書で、十分な情報が含まれている。

## 27. 英国

### (1) ステータス

管理されたりリスク

### (2) 科学委員会から各国へのコメント

コンパートメンタリゼーションの為、出生コホート毎の評価ができる詳細なサーベイランス情報を、継続的に提供することを求める。2006年にEUに報告した条項は、透明性の高い文書で質問票の様式に即している。

## 他2カ国

要件を満たさないため（A型サーベイランスの基準を満たさないため）差し戻された。

## **ＯＩＥの動物疾病に関する科学委員会報告**

**パリ、2007年9月18-20日（抜粋）**

ＯＩＥの動物疾病に関する科学委員会の会議が、フランス、パリのＯＩＥ本部で2007年9月18日から20日まで開催された。科学技術部長のギデオンのブルックナー博士が、事務局長ベルナル・バラ博士のかわりに、参加者を歓迎し、会議の議題を紹介した。

会議は、科学委員会議長のピンチェンツォ・カポラーレ教授の議事で進められ、プレベン・ウイベルグ博士が書記を務めた。

委員会は、議題について合意したが、議長が2日目に欠席なため、初日に議題の1, 3, 7番を扱うこととした。委員会は、要点の分類に関して、前もって作業書を送付してくれた中央事務局の努力に謝意を示した。また、アドホックグループ管轄下の報告書は、アドホックグループの会合後に委員会のメンバーへ配布されることで合意した。

出席者一覧と議題は、附録 および に示している。

### **1. 2007年5月26日の動物疾病に関する科学委員会報告書について**

#### **1.1. 動物疾病サーベイランスの手引き書**

**(略)**

#### **1.2. 特定疾病に関するリファレンスラボラトリーのネットワーク**

**(略)**

#### **1.3. 南アメリカの口蹄疫ミッション - 2007年12月**

**(略)**

### **2. 作業計画と活動について**

**(略)**

### **3. アドホックグループの報告書について**

#### **3.1. 鳥インフルエンザ及びニューカッスル病の専門家との疫学に関する議論**

**(略)**

**3.2. 抗原及びワクチンの保管場所について**  
(略)

**3.3. ブルータンクネットワークについて**  
(略)

**3.4. 疫学について**  
(略)

**3.5. 疫学について**  
(略)

**3.6. リスト疾病について**  
(略)

**3.7. BSE リスクの国別評価について (7月、9月の報告書)**

委員会は、報告書(付録 )及び2007年7月16~20日及び9月12~14日にOIE本部で開催されたアドホックグループ会合の提言を再検討した。

委員会は、アドホックグループ及びLea Knopf氏の仕事に謝意を示し、各々の申請国に提示されたステータスを含む報告書を承認した。委員会は、申請国が提出した申請書がOIEの3つの公用語のいずれでも書かれておらず、質問書の様式に従っていないければ、受理されるべきではないと考えている。

委員会は、コードにリスクステータスの保留の条項を盛り込むべきであると考えている：無視できるリスクの国で発生が見つかったときは、コードの要点に従いそのステータスを支持する証拠がOIEに提出されるまでは、そのステータスは保留されるべきである。陸生動物コード委員会は現在のコードにおいて、このことに関する文章の組み入れを要求されるだろう。

**4. 科学的情報に対する要求**

**4.1. FMD ウイルスの不活化**  
(略)

**4.2. ニューカッスルウイルスの不活化**  
(略)

- 4.3. 馬インフルエンザについて精液の安全性  
(略)
- 4.4. 国別狂犬病のステータスとコウモリのリッサウイルス（オーストラリアのリッサウイルスとヨーロッパのリッサウイルス）  
(略)
- 4.5. 乳製品中の病原体の不活化のためのペルオキシダーゼシステムの活用  
(略)
- 5. 公式疾病のステータス事項
  - 5.1. FMD 以外の疾病のステータス回復のための行政手続き  
(略)
  - 5.2. 封じ込めファスト・トラック領域認定のための行政手続き  
(略)
  - 5.3. 既知の疾病ステータスの再確認のための行政手続き  
(略)
- 6. コード委員会による科学委員会への指摘  
(略)
  - 6.1. Chapter2.3.3. に関するメンバー国のコメント（牛結核病）  
(略)
  - 6.2. Chapter2.6.7. の草案に関するメンバー国のコメント（豚コレラ）  
(略)
  - 6.2. Chapter3.8.8. の草案に関するメンバー国のコメント（豚コレラのサーベイランス）  
(略)
- 7. 陸生動物衛生基準委員会との合同会合（2007年9月20日）  
(略)

**陸生動物衛生規約に基づいた、BSEの国別ステータス評価のための  
OIEアドホックグループ  
パリ、2007年7月16-20日、9月12-14日**

2度の会合に分けて、2007年版OIEコードのBSEの章に従い「無視できるBSEリスク」又は「管理されたBSEリスク」のステータスの承認を受けるために加盟国が提出した申請を評価するためのアドホックグループが、2007年7月16-20日及び2007年9月12-14日にOIE本部で開催された。議題及び参加者のリストは、それぞれAppendix 1とAppendix 2に示している。ナン氏は他の仕事のため、グループを離任した。後任者は、評価の過程で、地理的代表性を保証する必要性に留意することが求められる。OIE科学委員会議長のピンチェンツォ・カポラーレ教授が1度目の会合の議長を務めた。2度目はジョン・ケラー委員が務め、ヴァン・ダイク委員とケラー委員がそれぞれ書記を務めた。

OIE事務局長ヴァラ氏は、グループを歓迎するとともに、BSEの規約に関するOIEの活動の進展と、科学技術部のリー・クノッフ氏が科学技術部長のギデオン・ブルックナー博士の指導の元でその過程に専念していることを手短かに述べた。ヴァラ氏は、OIEとアドホックグループによる膨大な作業と限られた時間に謝意を表した。ヴァラ氏はこのグループによる提案は、SCADが2007年9月17日の会合で検討、承認し、加盟国代表によるコメントのための60日の期間を経て、2008年5月の総会の国際委員会において議論の上採択されるというプロセスの概要を述べた。

ブルックナー博士はグループを歓迎し、BSEのステータス評価のために提出された申請書を分析するに当たっては、2007年版陸生規約(コード)のBSEの章に即し、一貫したアプローチが必要であることを強調した。彼は、グループにより提案されたBSE評価に対するコメントのためにメンバー国により長い準備時間が与えられていることを説明した。さらに、次の2007年9月の会合で2008年5月の国際会議で指定されるステータスの暫定的な決定についての協議を発表した。

彼は、2007年9月の会合の時に、パラグアイの代表が会合中に到着し、グループとの会合を依頼していたことに言及した。パラグアイの申請書は遅すぎたため、今回は評価されなかったが、グループは、2008年1月のレビューの際に要求する追加の文書を容易なものにすることを認めた。

前回のセッションでのカポラーレ教授の指導と一貫するように、グループは2007年版コードのBSEの章に即した正式な評価がなされる前に、受理された全ての申請書を比較、対比した。ヴァラ氏とカポラーレ教授は、全ての申請書と同様、アドホックグループの議論、記録、あらゆる予備的評価及び評価案(ヴァラ氏が初めに述べたように、科学委員会による検討及び2008年5月の総会での国際委員会による最終採択後まで確定させることはできない)が部外秘であることを考慮し、グループの審議を極秘とする必要があることを強調した。申請書の検討に際し、現実の、あるいは想定される利害の衝突を避けるため、

メンバーは自国の申請書の評価には参加しなかった。

この報告は、前回の報告書と同様、2007年版コードのBSEの章に対して行われた評価とは明確に区別された、技術的コメントについてのセクションを含んでいる。アドホックグループは、各国の申請書の評価に当たって引き続き課題に直面した。グループは、数多くの技術的な問題について科学委員会及び国際委員会に対して強調すべき技術的な言及を保留し、これらの問題が含む課題に対する懸念を表明した。この観点から、グループはこれら及びその他の関連する事項に関し、OIEが予定している2007年11月のアドホックグループまでに議論を詰めることとされている。

## 1. 技術的コメント

### 1.1. より幅広い考慮に即したBSEステータス評価

グループは、特にコードの中の他の章が及ぼす影響について、より幅広い状況を考慮しながらBSEステータスの評価を行った。2005年10月のグループ会合の推奨を検討した際、SCADは、コードの他の章、特にサーベイランス、リスク分析及び獣医サービスの評価についての章の解釈を考慮した。

グループは、より幅広い状況（並びに事務局長から委員会への関連指針）を考慮するSCADの考え方は、加盟国及びアドホックグループの、経験、専門知識及び判断を考慮し、コード及び関係文書の解釈に柔軟性を求めようとするSCADの要望を反映したものであり、これに謝辞を表した。2005年の各国の申請に対するSCADの解釈で示されたように、こうした方針は、実施する作業の複雑さか、さもなければ機械的な「チェックリスト」アプローチに従うことが不適當であることを反映している。

グループは、作業の過程で、2006年11月と2007年1月のセッションに倣い、コードのBSEの章、リスク評価のガイドライン及びBSEステータスについての質問書の間には明らかな矛盾が認められた場合は、BSEの章に従うことを再確認した。明らかな矛盾が認められた場合は、グループが議長を通じてSCADに対して正式に助言し、解決法を提案することで合意した。

### 1.2. グループの委員に対する申請書の割当て

グループは、詳細な検討のため会合に先立って電子的に各国の申請書をグループの特定の委員に割り当てる方法を採用し、これはその委員が共同で行われるセッションの1つ又はそれ以上に出席できない場合に同じような状況が繰り返される不幸な状況が生じることを除いて、とてもうまく機能したことに言及した。グループは引き続き、1人の委員に1ヶ国を割り当てるよりも、各委員がそれぞれの技術及び経験に基づいてよりの確な検討と予備的評価を行うことができることから、可能であれば、2人の委員が同時に各申請書

を検討する方法をとっている。

一部の場合、特に、以前評価され、承認を受けた BSE ステータスを再確認するために簡略化された情報を提出した国の場合は、その国からの以前の申請書を参照する必要があったことも言及された。新たにグループに加わったメンバーは、そうした国からの最初の申請書の評価に関しておらず、以前承認を受けた当該国のステータスを裏付けるための評価を行うのに十分な情報を持っているとは限らなかった。

それゆえ、OIE 事務局は、グループの各会合の参考資料として、評価されている各国の以前の申請書と関連文書のコピー及びそれらの電子ファイルを準備した。

### 1.3. BSE ステータス質問書の様式に従った申請書の重要性

グループは、申請書が質問書に要求された通りの情報や指定された様式で提出されれば、コードの規定に従った BSE ステータスの評価が大きく効率化されるということを強調した。今回受理された申請書は、明確な手引き及び前回の評価を受けて申請者に示された助言を反映し、OIE 基準に従って顕著に改善されていた。グループは申請書が質問書の様式に適合しない場合、提出国の有利な評価に繋がるような情報が見逃される可能性があるとして引き続き警告した。

### 1.4. 電子的に、かつ予定どおりに申請書を提出することの重要性

グループは、前回の会合の時と同様に、申請書の提出の遅れによる評価効率の低下に対する議長の懸念を再び表明した。会合前にメンバーに申請書を割り当てる方法は、申請書が電子的にかつ予定通りに受理されるかどうか依存している。グループは、会合前に早期に申請書を配付することにより、メンバーは十分に準備することができ、会合を効率的に進めるのに役立つと述べた。膨大な量の申請書を電子ファイル（特に、Adobe .pdf ファイル）で持っていることは、メンバーへの配付に大いに役立つ。グループは OIE の事務局に対して、この重要な分野での進歩に謝意を示す。

### 1.5. 新たな評価プロセスへの移行

グループ及び申請国のどちらも、2007 年版コード及び関連する質問書の書式に基づいた BSE ステータス評価へのスムーズな移行の証拠を表した。この報告書で取り上げられた技術的論点は、前回同様、移行プロセスそのものではなく、事務的な性質の問題であると考えられる。主要な BSE プログラム要素について要求された情報について、より多くの定義や客観的記述、並びに 2005 年以降 SCAD とヴァラ氏から受けた指導によって、新たなプロセスへの移行は容易になっている。

### 1.6. 不十分な申請書への対応

申請書が最初の検討で不十分と考えられた場合、グループは、現在の評価プロセスを規定している柔軟性の精神に基づいて、申請国から追加の情報及び説明を求めた。その場合、代表者が直接質問を受ける 1 度の機会を除いて、質問は書面で代表者に送られた。

他の関連情報（例 GBR、Eurostat、FAO 等）を添付した申請書で、それらなしでは不十分な場合、かつそれらが補助的に利用可能あるいは利用が望ましい場合には、グループは、それらを代替ではなく上記のプロセスの補助として受け取ることに合意した。こうした全ての追加情報の情報源は全て明らかにするべきであり、こうした考えを当該国の代表に対する報告書で示すことも合意された。現在の会合では、これらの多くは国内の 24 ヶ月齢以上の牛の頭数の決定に限られていた。

### 1.7. リスク評価の適切な期間

アドホックグループは、動物及び肉骨粉の輸入を詳しく調査するための期間に関して、リスク評価のガイドラインと BSE ステータス認定についての質問書との間に明らかな矛盾があることを繰返し指摘した。質問書では、それぞれ 7 年と 8 年が指定されているが、リスク評価のガイドラインでは指定がない。アドホックグループは、コードそのものには期間の定めがないことに留意した。

コードの規定とは別に、1990 年代の汚染国からの動物及び肉骨粉の移動についての世界的な経験に従って、アドホックグループは質問書に規定する期間は推定潜伏期間の 95 パーセントイル値の 2 倍、平均潜伏期間の 3 倍、並びに牛の平均最大寿命を考慮して、最低 14 年として指定することを勧めている。

前回のセッション同様、推奨された改正は今回の申請書のいずれに対しても否定的な影響を及ぼしていない。

### 1.8. 飼料規制の有効性の評価

グループは、特に BSE 発生国について BSE の発生数、誕生年に関係なく、管理及び監査の適切なレベルの構成要素についての解釈を検討した。グループは、この報告で前に触れた SCAD の提唱する柔軟性の精神に基づいてこの問題に取り組んだ。前回のセッション同様、各申請書の中で飼料規制の所見は、それ自身の成果と関連するリスク評価及びサーベイランス活動の成果に基づいて判断された。

各国の評価の間で整合性を確保するために、2006 年 11 月と 2007 年 1 月の会合で提出された国に関しては過程を反映しながら、全ての申請書から要約した情報を比較対照した。グループは特に、「無視できる BSE リスク」として認定する国に関して議論するために、多くの時間をかけた。

前回の報告書のように、グループは、高い汚染閾値（0.5%又は1.0%）の検出に基づいた飼料検査プログラムでは、意図的な違反には敏感であるが偶発的な交差汚染を検出する可能性は低いということを述べた。

BSE の章の設定以来、リスク評価及びサーベイランスの結果は、国の潜在的な BSE 罹患率の評価のキーポイントとして役立っている。BSurvE モデルにより年齢コホート別の分析が容易となり、こうした詳細なサーベイランスの結果が飼料規制の有効性評価にも追加的に貢献することが、2006 年 11 月と 2007 年 1 月の評価プロセスの中で初めて検討された。リスクに見合った措置の緩和の包括的な概念を確保するために、サーベイランスの考慮及びリスク評価の結果が現在報告されている会合で再び採用された。この概念は、この文書で暗に示されているコード及び 2005 年の SCAD の手引きに従って評価を行うこととも一貫する。

### 1.9. サーベイランスの適正評価

数ヶ国の評価において、その国のサーベイランスプログラムで「管理された BSE リスク」として指定されるために正式に必要とされているサーベイランスポイントがまだ集まっていないものの、それらの国は明らかに「不明な BSE リスク」の評価以上に値する利益を受けていることが示された。牛群数が少ない国が直面する特定の問題と同じく、コードの中のサーベイランスのガイドラインが長期にわたって発展してきたこと、Appendix 3.8.4 の表 2 の保守的なサーベイランス単位の割当を認識し、グループはこの報告で前に触れた、SCAD の提唱する柔軟性の精神に基づいてこの問題に取り組んだ。

成牛が 100 万頭近く存在し、包括的な検査プログラムが存在してサーベイランスポイントを収集しつつあるがまだ達成されていない国では、グループはサーベイランスの統計学的傾向を検討し、評価の期間を 2000 - 2006 年の代わりに 2001 - 2007 年に移動すると、必要とされる数が達成されるかどうかの推定を行った。グループはその評価の中でこれによる影響があるという事実について言及した。

非常に少数の牛が存在する国では、長年にわたる評価の課題であるが、サーベイランスのターゲットは Appendix 3.8.4 の表 1 の最も少ない頭数の中間値から外挿された。グループは、表 1 に内在する S 字状の統計カーブの性質がこの外挿に完全にはあてはまらないことを認識していたが、そのような国がそのサーベイランスの結果をそっくり内在する BSurvE モデルに適用することができれば、これらの国が高い蓄積ポイントに到達することが確実であることから、その外挿をこれらの国々に応用した。この BSurvE モデルで見られる現象は Appendix 3.8.4 の表 2 の簡約化プロセスがデータに含まれる各月齢範囲内の信頼できる最も低い月齢に従ってポイントを割当てているという事実によるものである。

WTO 体制の下、OIE によって促進される国際貿易は、と畜場直行牛のみならず繁殖目的の牛の移動を顕著に増加させ、結果的に BSE サーベイランスの鍵となる月齢の牛を減少させた。そのような輸入牛を輸入直後又は最終的にと畜する国においては、サーベイランスポイントが収集されるかもしれないが、BSurvE ポイントの科学的に正当な特徴は、その検査された個体が BSE 感染に対して脆弱性のある時期に飼養されていた地理的な場所のみに属することである。

そのようなポイントの喪失は、牛の頭数が多く、強固な検査体制を有する国では問題ではないが、特に少数の牛を有する国では悪影響を及ぼす可能性がある。例として、ある国は 3 頭のと殺される家畜のうち 2 頭が輸出されると見積もっている。グループは、あらゆる場所でと殺された自国産牛から集められた BSE ポイントを国内のポイントとして追跡することに利点がある可能性があることを、メンバー国に指摘している。グループは提出国の国境を越えて集められたポイントがその個体が BSE 感染への脆弱性のある時期に国内で飼養されていたことが証明される場合にのみ、その BSurvE ポイントを認識しているだけなので、その収集過程は大きな負担である。

各国にサーベイランスの改善及び BSE ステータスの向上の努力を促すために、グループは、以前報告した会合で採択された、以下の文案を表明する。グループは、この文案を、まだサーベイランスポイントを満たしていないが、BSE ステータスの向上のためにサーベイランスの実施及びリスク低減措置に対してあきらかに努力をしている国々の代表に対する評価報告に含めることを推奨する。:

*貴国の申請書の検討の結果、提示されたサーベイランスポイントの傾向は、Appendix 3.8.4 に規定されたサーベイランス基準を貴国の成牛の頭数に対して適用して得られる、[管理された BSE リスク又は無視できる BSE リスク]として指定されるために必要な目標ポイント数に近づいていることが示されている。貴国の[管理された BSE リスク又は無視できる BSE リスク]としての認定は、正式に要求されたサーベイランスの目標ポイント数にまだ達していないが、リスク評価及びリスク低減措置が実施されていることを踏まえ、この傾向を考慮して行われたものである。OIE がこの肯定的傾向の継続[又は目標ポイント数に達したということ]を確認するために、貴国は、年次報告に毎年のサーベイランスの詳細を確実に含める必要がある。これらの詳細は、BSE ステータスの評価に関する質問書の Section 3 Table 3.6 の様式で提供すべきである。*

#### 1.10. サーベイランスの継続要求

2006 年 11 月と 2007 年 1 月の会合からのレポートにも記されていたように、グループは、現在のサーベイランスの要件に関連し、以下の文章を引き続き支持し加盟国へのレポートに引用する:

貴国の申請書の検討の結果、貴国は、Appendix 3.8.4.に規定されたサーベイランス基準を貴国の成牛の頭数に適用して得られる、[管理された BSE リスク又は無視できる BSE リスク]として指定されるためのサーベイランス要件を満たしていることが示された。このステータスを維持するためには、サーベイランスポイントの蓄積を維持することが要件の一つとなる。

Appendix 3.8.4.に準拠した無視できる BSE リスク国のステータスを維持するための継続サーベイランス要件は level B となる。Appendix 3.8.4.に準拠した管理された BSE リスクとされた国のステータスを維持するためには、7 年間サーベイランスが level A で実施することであり、その後継続するサーベイランス要件を level B へ軽減することができる（その他の指標が全て満たされているという条件で）。

いずれの場合でも、Appendix 3.8.4.の要件に準拠し続けるために、毎年の継続サーベイランスには全ての臨床症状牛を含め、規定された 4 つの母集団のうち少なくとも 3 つから採材し続けなくてはならない。各後続する年のサーベイランスは、[無視できる BSE リスク又はサーベイランス level B に従った管理された BSE リスク]として指定されるために必要とされるサーベイランスポイント数の 7 分の 1 以上となることが求められる。—

#### 1.11. 自己評価

約 40 の申請書の検討を経験したことにより、グループは質問書及びそれに関連したコードの規定に関する多数の事項を認識することができた。これはこの報告書の冒頭で触れられた 11 月のアドホックグループの会合の一部を含む要求されたガイダンスへの SCAD の注目を喚起するようになった。

質問書は牛由来の物質のを扱う施設の管理にのみ言及している。飼料規制の遵守についての管理を評価するために、すべての施設を含むべきである。

申請に際して、要求されてはいないが Appendix 3.8.4.の表 1 に対する各々の評価で必要となる成牛の頭数は、質問書に挿入されるべきである。

サーベイランスポイントの集積が、コード（特に Appendix 3.8.4.の要点に対する解釈）に従って分類の改善を進める上で 1 つの障害となっている状況に対応し、疫学のアドホックグループ及び BSE サーベイランスのアドホックグループが、Appendix 3.8.4.の表 2 のポイントと、同じ環境で BSurvE に生じるポイントの間の関係をはっきりさせれば、グループの議論に役立つだろう。

ある国が、サーベイランスポイントの不足により、評価の設定上、明らかにその他の状況を勘案すると不適切と考えられるのに不明のリスク国とされてしまう場合、評価の過程

の再調査が要求される。

## 2. 各国の評価

2006年11月と2007年1月の会合のように、グループは、内部での使用に限って、各提出国のBSEプログラム及びそれらに対する意見をまとめた表を使用した。

アドホックグループはノルウェー、アイスランド及びEUメンバー国の申請書に対する評価を行った。パラグアイの申請書は提出が遅く、またグループの仕事量も多いことから、提出者へ指導すると共に2008年1月の会合に変更された。

全申請書を評価する協議において、各々の評価者に配布された申請書は情報の程度のばらつきが大きかった。すべての提出物の状態を公平に示した報告の均一性の達成を目指して、グループは、簡約化されてはいるが評価過程の詳細を反映した多くの一般的な記述に合意した。そうすることによって、メンバー国に、周辺の事実に惑わされることなく決定を下した理由を示すよう努めた。

他の会合と一致して、広範なカテゴリーである「管理されたBSEリスク」の中心に明らかにその多くが当てはまる提出物についての協議は最小限の時間で終了した。そのカテゴリーの範囲の端にある国は、より多くの時間を要した。飼料規制の妥当性の確認に関して多くの討論を行った後に、SCADが繰り返し熟考した。彼らはすべての申請書に対する公平性；現在、過去の両方においての同等の扱い；過去の例の踏襲；不完全な提出物に対する手引き書及び期限までに受理した修正の再審査を網羅した。

そのカテゴリーの両端においては、グループは前回からのコミットメントである、提出者に対する支援及びそれらの国のステータスに関する意見の一致を更に進めようとした。後者に関して、フィンランドとスウェーデンはその他の議論と対照的に、大多数がステータスの認定（「無視できるBSEリスク」）に同意していたが、飼料規制の妥当性に関して意見の一致が得られなかった。

グループの決定は一般に、「無視できるBSEリスク」と「管理できるBSEリスク」であった。グループが、その評価の過程がカバーする状況を一般論として解釈した場合、グループはその報告書にそのような事実を記述を含めた。2007年末までにサーベイランスポイントの収集が達成されるという決定に関する記述が例である。これをグループは、ステータス維持の年一回の更新時に特別な注意を払うことによって、「管理されたBSEリスク」として認定することを考えた。

一般的に又は前述のような状況への解答として各国から提出される更新情報の評価におけるグループの役割についての質問に対し、その手続きは提出された情報がステータスの維持に影響を及ぼす場合に求められるべきだとグループは提案した。そうでなければ、

SCAD は、他の疾病と同じ方法で最新情報を評価するだろう。

多数の国が提出した情報で、前回の項目のいくつかはグループが決定するのに不十分な情報であった。ブルックナー博士との協議で、グループはそのような国に決定を下さず、「無視できる BSE リスク」でも「管理できる BSE リスク」でもない国についてステータスを決定できないことを報告し、それらの国は 60 日のコメント期間に提出されず、2008 年 5 月の国際会議にも発表されないことが決定された。

台湾は、2006 年 11 月と 2007 年 1 月に行われた評価で「管理された BSE リスク」と認定されていた。今回の会合でのステータスの再評価の返答として、グループは OIE が重要な項目について最新情報を要求する文書の準備を支援した。新しい情報を受理するまでは、グループは台湾について前の指定を維持する。

## 1. オーストリア

オーストリアから、2007年版コードに適合しているという承認のための条件に対する評価を求める申請書の提出があった。オーストリアからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

オーストリアは、特に法律の配分やBSEの予防、検出、管理を目的とした組織に言及した国家獣医行政の説明を提出した。

### a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

肉骨粉 (MBM) は評価の対象となる期間、ペットフードの形態としての輸入が記録されていたが、約18,000頭の牛が輸入されており、そのほとんどがEUのメンバー国 (主にドイツ) から輸入されて、第三国からわずかな量の輸入があった。MBM以外の牛由来製品の輸入に関しては情報がなかった。

アドホックグループは、侵入評価の結果、BSE 汚染国からの輸入製品によってオーストリアに BSE 病原体が侵入したリスクが存在すると考えた。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

オーストリアにおけるリスク軽減の基準は、オーストリア動物製品法 (Austrian Animal Materials Act) 及び 1990 年の BSE に関する特別国内管理措置の可決から、1995 年の EU への加入以来 EU 指令が採用されるまで、概して EU の基準と同等である。

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合、その循環及び増幅のリスクは減少していくと考えた。

### b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

OIE ガイドラインで推奨されているサーベイランスストリームが適用されており、これはレビューを受ける文書に含まれる 7 年間に 2007 年を合わせることにより、年毎のポイントの合計の集計が記述されている成牛群のサイズに求められる要件を満たすところまで年々増加するものである。

アドホックグループは実施されたサーベイランスが、2007年版コード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA 型サーベイランスの

最低要件を2007年12月31日までに満たすだろうということを指摘した。

c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

獣医学、農学、その他の分野における長期的（1990年）、広範囲な訓練が実施されたことを確認するための文書や証拠が提供され、その中には対象となった人員の数も含まれていた。

アドホックグループは、周知プログラムが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び調査の義務

遵守と通報の法的インセンティブについて文書化されていた。2001年からはEUの承認する個体識別及び電子データベースシステム、群登録がこのインセンティブを支援している。

アドホックグループは、1991年以降、関連法規に基づいてBSE を届出伝染病としていることに注目し、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

臨床症状に基づいた受動的サーベイランスの検査が1990/1991年に始まり、EU規定と同調してから能動的サーベイランスに発展した。

- ・ 検査

迅速検査が2001年に始まってから、国立獣医サービス研究所はEUガイダンスのプロトコールに従った迅速検査によるTSE検査を行ってきた。実験手順はEU基準に基づいている。

アドホックグループは、検査の体制が2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が行われていることを認めた。

d) 国内の BSE の歴史

BSE と診断された 6 頭のうち、最も若い牛は 2000 年 6 月に生まれた牛であった。

- e) 「無視できる/管理された BSE リスク」ステータスのための条件の遵守 - Article 2.3.13.3/ Article 2.3.13.4

提供された情報に基づき、アドホックグループは、オーストリアを「管理されたBSE リスク」として、2007年コードのBSE の章に従った承認の要件を満たしているを見なすことを推奨する。

f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「管理されたBSEリスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対するSCADのコメント

- ステータス

「管理されたBSEリスク」

- 毎年の報告及び特別に必要とされる事項

申請書に言及されたB型サーベイランスのアプローチへ移行する前に、A型サーベイランスのターゲットが満たされたという証拠を継続して提出すること。

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

書式を厳密に守られた明白な文書が提出された。参考資料も十分含まれていた。

## 2. ベルギー

ベルギーから、2007年のコードに適合しているという承認のための条件に対する評価を求める申請書の提出があった。ベルギーからの申請書類は、2007年コードの要件に従って BSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

ベルギーは、特に法律の配分やBSEの予防、検出、管理を目的とした組織に言及した国家獣医行政の説明を提出した。

a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

1999 - 2006 年の間で、1999 - 2004 年の期間に関連した記録では、第三国から 100,000 トン以上の肉骨粉が輸入されたことが示唆されており、その多くはリスクが存在する国からであった。申請書には EU 内への肉骨粉輸入に関する生情報があった。この期間内に大量の肉骨粉がベルギーに導入されたようである。動物の輸入（1999 年 - 2004 年は 300,000 頭以上の牛）は圧倒的に他の EU 国からで、第三国からはほとんどない。動物由来の製品は複数の国から輸入されていた。

BSE 病原体の侵入に関するリスク評価：アドホックグループは、評価の結果、BSE 汚染国からの 1 つかそれ以上の輸入製品によってベルギーに BSE 病原体が侵入したリスクが存在するとみなした。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

死体と危険特定部位の回収、除去及び破壊に関して、管理と検査を適切なレベルで行うことにより、BSE の循環及び増幅のリスクを減少させる適正なシステムが確立される。

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合でも、その循環及び増幅のリスクは減少していくと考えた。

b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

アドホックグループは実施されたサーベイランスが、2007年コード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA 型サーベイランスの最低要件を満たしていることを指摘した。

c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

1995 年から長年にわたってすべてのスタッフが関わった。アドホックグループは、周知プログラムが、2007 年のコードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び調査の義務

アドホックグループは、1990年以降、関連法規に基づいてBSE が届出伝染病とされてい

ることを指摘し、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

ベルギーは「疑わしい家畜」に、「歩行困難、横臥位」を呈する家畜と同様に「BSE の臨床症状を示す」家畜も含んでいる。また、ベルギーは「疑わしい」の分類の下に5つの付加的なカテゴリーを設けている。

- ・ 検査

アドホックグループは、検査の体制が2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

ベルギーはこの分野で優れた情報を提示しており、適切な管理が飼料規制に関して実施されていることを示している。また、飼料工場におけるクロスコンタミネーションの優れた登録システムも存在する。

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が実行されていることを認めた。

#### d) 国内の BSE の歴史

BSE の患畜として報告された最も若い群は 1998 年 11 月生まれであった。

#### e) 「無視できる/管理された BSE リスク」ステータスのための条件の遵守- Article 2.3.13.3/ Article 2.3.13.4

提供された情報に基づき、アドホックグループは、ベルギーを「管理されたBSE リスク」として、2007年コードのBSE の章に従った承認の要件を満たしていることを見なすことを推奨する。

#### f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「管理されたBSEリスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対するSCADのコメント

- ステータス

「管理されたBSEリスク」

- 毎年の報告及び特別に必要とされる事項

なし

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

質問書上のいくつかの質問は要約されているようだったが、要求された情報は概して提示されていた。表はすべて質問書そのものではなく、配置されており資料の並びは煩雑だったが、最終分析では情報が得られている。ベルギー代表は将来、OIEに対して年次報告を行う際、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に厳密に従うことを求められる。

### 3. キプロス

キプロスから、2007年のコードに適合しているという承認のための条件に対する評価を求める申請書の提出があった。キプロスからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

キプロスは、特に法律の配分やBSEの予防、検出、管理を目的とした組織に言及した国家獣医行政の説明を提出した。

#### a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

文書保存に関する法定制限に関連した記録の欠落を除いて、MBM の由来、組成及び仕向先の証拠文書によると、評価の対象となった期間、MBM、少数の牛及び牛由来製品の輸入が行われていた。これらの製品について、キプロスが採用した長期的なリスク軽減措置の状況が提出文書に記載されている。

アドホックグループは、侵入評価の結果、BSE 汚染国からの 1 つ又はそれ以上の輸入製品によってキプロスに BSE 病原体が侵入したリスクが存在すると考えた。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

申請書には、EU への加入前及び加入の際のキプロス内の進歩について頻繁に言及されており、これら全ての管理が BSE の循環及び増幅のリスクを軽減させる上で重要であるとして国際的に認められているという記述があった。いくつかの関連地域での政府の介入ばかりでなく、キプロスにおける伝統的な牛の飼養もまた、MBM の使用を重視しない商業的及び社会的な環境を作っているという事実によって、これらはさらなる支持を得たと考えられる。

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合でも、その循環及び増幅のリスクは減少していくと考えた。

#### b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

アドホックグループは実施されたサーベイランスが、2007年のコード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA 型サーベイランスの最低要件を満たしていることを指摘した。

#### c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

すべてのコミュニケーションモードを通じた長期的（1991年以降）かつ広範囲に根ざした（検査官、実行者、生産者、業界の職員、と畜場及びレンダリング工場）プログラムを確認するための証拠及び文書が提出された。関連する予備的なプログラムは2003年から定期的に更新されている。

アドホックグループは、周知プログラムが、2007年のコードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び調査の義務

財政上及び司法上のインセンティブが遵守と届出に寄与している。2001年の開始時EUの承認する個体識別及び電子データベースシステム、群登録がこのプロセスをサポートしてきた。

アドホックグループは、1990年以降、関連法規に基づいてBSE を届出伝染病としていることを指摘し、届出及び調査義務の仕組みが、2007年のコードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

一般衛生プログラムの一部として、年一回、国立獣医サービスの協力により群の30%が検査されており、推奨されているサーベイランスの検査はさらに強化されている。

- ・ 検査

アドホックグループは、検査の体制が2007年のコードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が実行されていると結論づけた。

#### d) 国内のBSEの歴史

キプロスでBSEは報告されていない。

#### e) 「無視できる/管理された BSE リスク」ステータスのための条件の遵守- Article 2.3.13.3/ Article 2.3.13.4

提供された情報に基づき、アドホックグループは、キプロスを「管理されたBSE リスク」として、2007年コードのBSEの章に従った承認の要件を満たしていることを見なすことを推奨する。

#### f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「管理されたBSEリスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対するSCADのコメント

- ステータス

管理されたBSEリスク

- 毎年の報告及び特別に必要なとされる事項

なし

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

質問事項に沿った明瞭な文書で、参考資料も含まれていた。しかし、重要な調査に関しては明確なセクションに従って十分に記載があるわけではなくある程度その情報を探さなければならなかった。

#### 4. チェコ共和国

チェコ共和国から、2007年コードの求める要件に従い評価を求める申請書の提出があった。チェコ共和国からの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

チェコ共和国は、BSEの予防、検出、管理を見越した法律や組織に特に関連した national Veterinary Services の説明を提出した。

##### a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

大量のMBMがBSE汚染国、主にドイツ、イタリア及びオーストリアから輸入された。データは1999年から得られている。輸入MBMの動物種の組成に関する情報は無い。

BSE リスク国からの牛の輸入は主にポーランド及びスロバキアからであった。EUから輸入された牛のほとんどはすぐにと殺される若齢牛であった。

新鮮なチルドもしくは冷凍肉と牛内臓（特定危険部位は除去）が1999年から2006年9月まで輸入されていた。

アドホックグループは、評価の結果、BSE汚染国からの輸入製品によってチェコ共和国にBSE病原体が侵入したリスクが存在すると考えた。

- ・ BSE病原体の循環及び増幅のリスク

反芻動物の反芻動物に対する飼料規制は1991年から行われ、1996年に延長され、2001年にほ乳類蛋白の反芻動物への飼料規制が実施されるようになった。

1996年にレンダリング条件（133℃、20分、3気圧、<50nm）が導入され、2000年から特定危険部位は除去・廃棄されるようになった。

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合、その循環及び増幅のリスクは減少していくと考えた。

#### b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

2006年の牛の合計頭数は1,389,629頭。ポイントは合計350,000を超え、これは臨床的に疑わしい1例を含む。

アドホックグループは実施されたサーベイランスが、2007年コード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA 型サーベイランスの最低要件を満たしていることを認めた。

#### c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

BSE に関する情報は 1991 年以降配布されている。EU 規定の周知プログラムには 2001 年に応じている。農家、認可された個人獣医師、公的な獣医職員及び獣医補助がプログラムに含まれる。アドホックグループは、周知プログラムが、2007 年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び疾病特定の義務

アドホックグループは、1999年以降、関連法規に基づいてBSE を届出伝染病としていることに注目し、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 検査

診断は 1996 年から行われており、2002 年から EU によって認可された検査を SV が行っている。アドホックグループは、検査の体制が 2007 年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

顕微鏡を使った飼料の管理が 1999 年に始まり、違反は少ない (1-7) が、常に発生しており、2006 年にも見つかった。アドホックグループは、飼料規制の適切な実施の管理のために、サンプル数を増やして検査していることに注目した。

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が実行されていると結論づけた。

#### d) 国内の BSE の歴史

最も若い BSE 症例は、2001 年 1 月に生まれた。

#### e) 「管理された BSE リスク」ステータスのための条件の遵守- Article 2.3.13.4

提供された情報を考慮して、アドホックグループは、チェコ共和国は「管理された BSE リスク」として、2007年コードの BSE の章に従った認定の要件を満たしていると思なされることを推奨する。

#### f) 結論

- ・ **推奨**されるステータス

アドホックグループは「管理された BSE リスク」を **推奨**する。

- ・ 申請国に対する SCAD のコメント

- ステータス

「管理された BSE リスク」

- 毎年の報告及び特別に必要とされる事項

アドホックグループは、最新情報によって BSE サーベイランスプログラムが明瞭かつ正確に牛群を反映して実施されていることを示せるようにチェコ共和国がサーベイランスストリーム毎の検査個体の分類を再考することを要求する（特に通常と殺、切迫と殺及び死亡畜の比率に関して）。

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

アドホックグループは切迫と殺と、死亡畜として検査される BSE サーベイランスサンプルの相対的比率に関する干渉しあう関係に注目した。その値は、家畜の致死率に関する世界基準とサーベイランスの適用に関するヨーロッパの基準の両方からも顕著にそれる。

#### 5. デンマーク

デンマークから、2007年コードの求める要件に従い評価を求める申請書の提出があった。

デンマークからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

デンマークは、BSEの予防、検出、管理をについての法律や組織に特に関連した national Veterinary Services の説明を提出した。

a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

デンマークへの MBM の輸入は 1933 年以降禁止されており、特例のみ認められている。チキンミールは BSE 汚染国から輸入されていることもあった。

牛は複数の BSE リスクのあるヨーロッパの国、主にオランダとドイツから輸入されていた。1990 年以前にイギリスから輸入された牛は、1996 年に追跡され、特別に扱われた。

アドホックグループは、評価の結果、BSE 汚染国からの輸入製品によってデンマークに BSE 病原体が侵入したリスクが存在すると考えた。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

反芻動物の反芻動物に対する飼料規制は 1990 年に始まり、1994 年にはほ乳類蛋白の反芻動物への規制に強化され、2001 年には完全な飼料規制にまで拡大された。効果的なレンダリング条件が 1997 年に導入され、2000 年 2 月には SRM の飼料への使用は禁止された。

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合、その循環及び増幅のリスクは減少していくと考えた。

b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

デンマークには740,000頭の成牛が存在するため、収集されたサーベイランスポイントの数は、A型サーベイランスに必要とされる数を著しく超えている。

アドホックグループは実施されたサーベイランスが、2007年コード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA 型サーベイランスの最低要件を満たしていることを認めた。

c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

BSE に関する最初の情報は 1988 年に配布された。; それ以降定期的に情報が共有されている。

アドホックグループは、周知プログラムが、2007 年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び疾病特定の義務

アドホックグループは、1990年以降、関連法規に基づいてBSE を届出伝染病としていることに注目し、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 検査

アドホックグループは、検査の体制が 2007 年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

1994 年から飼料規制の適切な実施の管理のためにサンプルの検査の数が増加している、ほとんどの場合、微量の MBM が発見されるだけだった。

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が実行されていると結論づけた。

#### d) 国内の BSE の歴史

最も若い BSE 症例は、1999 年 3 月に生まれた。

#### e) 「管理された BSE リスク」ステータスのための条件の遵守- Article 2.3.13.4

提供された情報を考慮して、アドホックグループは、デンマークは「管理された BSE リスク」として、2007年コードのBSE の章に従った認定の要件を満たしていることを見なされることを**推奨**する。

#### f) 結論

- ・ **推奨**されるステータス

アドホックグループは「管理された BSE リスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対する SCAD のコメント

- ステータス

「管理されたBSEリスク」

- 毎年の報告及び特別に必要とされる事項

なし

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

なし

## 6. エストニア

エストニアから、2007年コードの求める要件に従い評価を求める申請書の提出があった。エストニアからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

エストニアは、BSEの予防、検出、管理を見越した法律や組織に特に関連した national Veterinary Services の説明を提出した。

### a) Section1 : リスク評価-Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

肉骨粉は 1999 年と 2000 年にノルウェー、ベルギー、スウェーデンから輸入されていた。2000 年以降は輸入されていない。家畜は、1989 年から 2007 年まで EU の BSE リスク国から輸入されていた。

アドホックグループは、評価の結果、BSE 汚染国からの輸入製品によってエストニアに BSE 病原体が侵入したリスクが存在すると考えた。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

エストニアでは濃厚飼料他動物性蛋白質の使用が限定的で、泌乳量の低い伝統的な粗放的飼料給与が行われている。反芻動物への反芻動物蛋白の給与は 2001 年に禁止されるようになった。SRM の家畜飼料への使用は 2000 年に規制が始まり、2002 年以降は EU 規則に従っている。2003 年 6 月 30 日まで MBM の反芻動物以外への給与は許されており、現在は、毛皮動物にのみ使用されている。

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した

場合、その循環及び増幅のリスクは減少していくと考えた。

#### b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

アドホックグループは実施されたサーベイランスが、2007年コード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA 型サーベイランスの最低要件を満たしていることを認めた。

#### c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

アドホックグループは、周知プログラムが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び疾病特定の義務

アドホックグループは、2000年以降、関連法規に基づいてBSE を届出伝染病としていることに注目し、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

1999年から受動的サーベイランスが始まっており、迅速試験が導入された2001年に積極的サーベイランスに変更された。

- ・ 検査

アドホックグループは、検査の手順が2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

年間の検査プログラムとして飼料製造業者に対しては、年に4回検査を行っている。さらに、中間業者や農場が郡の獣医機関によって検査されている。

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が実行されていると結論づけた。

#### d) 国内のBSEの歴史

エストニアでBSEと診断された例はない。

#### e) 「管理されたBSEリスク」ステータスのための条件の遵守 - Article 2.3.13.4

提供された情報を考慮して、アドホックグループは、エストニアは「管理されたBSE リスク」として、2007年コードのBSE の章に従った承認の要件を満たしていると思なされることを**推奨**する。

#### f) 結論

- ・ **推奨**されるステータス

アドホックグループは「管理されたBSEリスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対するSCADのコメント

- ステータス

管理されたBSEリスク

- 毎年の報告及び特別に必要とされる事項

なし

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

エストニアに対して、将来、OIEに対して年次報告を行う際、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIEが推奨する様式に厳密に従うよう求める。

#### 7. フィンランド

フィンランドから、2007年コードの求める要件に従い評価を求める申請書の提出があった。フィンランドからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

#### a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

1999年から2000年にかけて、23,013トンの肉粉がオランダ、スウェーデン、ノルウェーから、1,286トンのMBMがノルウェーからそれぞれ輸入され、豚・家きんの飼料(2001年初頭まで)や毛皮動物・ペットの飼料に用いられていた。肉骨粉の輸入は2001年に禁止

され、それ以降 MBM は輸入されていない。

アドホックグループは、評価の結果、2001 年以前に、BSE 汚染国からの輸入製品によってフィンランドに BSE 病原体が侵入するリスクを無視することはできないと考えた。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

反芻動物用飼料への肉骨粉の使用は 1996 年から禁止されており、2001 年 1 月から、すべての家畜に対して動物性蛋白の飼料への使用が完全に禁止された。1997 年 4 月 1 日から 133℃、20 分、3 気圧の加熱処理基準が適用された。

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合、その循環及び増幅のリスクは減少していくと考えた。

#### b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

アドホックグループは実施されたサーベイランスが、2007年コード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA 型とB型サーベイランスの最低要件を満たしていることを認めた。Appendix 3.8.4.に設定されたターゲットは2003年に達成された。

#### c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

アドホックグループは、周知プログラムが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び疾病特定の義務

アドホックグループは、1990年以降、関連法規に基づいてBSE を届出伝染病としていることに注目し、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

BSE の臨床症状を示す家畜の検査は 1998 年に始まった( 積極的サーベイランスの開始 )。433 例の疑い症例が 1988 年から 2000 年に検査された。EU の規定に従い、2001 年 1 月に規制が強化された。

- ・ 検査

アドホックグループは、検査の体制が2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が実行されていると結論づけた。

#### d) 国内のBSEの歴史

BSE感染が報告された最も若い牛は、1995年2月生まれであった。

#### e) 「無視できるBSEリスク」ステータスのための条件の遵守- Article 2.3.13.3

唯一の自国産BSEの感染牛は11年以上前に生まれている。Article 2.3.13.2のポイント2~4の基準は少なくとも7年間守られており、少なくとも8年間、MBMも獣脂かすも反芻動物に与えられていないことが、飼料規制の適正なレベルの管理及び査察によって明示されている。

#### f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「無視できるBSEリスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対するSCADのコメント

- ステータス

「無視できるBSEリスク」

- 毎年の報告及び特別に必要とされる事項

Appendix 3.8.4.に規定されたサーベイランス要件に対する遵守を評価するために、フィンランドは年に一回前年のサーベイランスのデータを提供することを求められる。

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

申請書は書式を厳密に守られており、すべての情報が得られた。

## 8. フランス

フランスから、2007年コードの求める要件に従い評価を求める申請書の提出があった。フランスからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

フランスは、BSEの予防、検出、管理を見越した法律や組織に特に関連した national Veterinary Services の説明を提出した。

a) Section1 : リスク評価-Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

輸出元と適用される貿易条件を考慮すると、1999年以降 BSE 病原体が侵入したリスクは低いと考えられる。

アドホックグループは、評価の結果、1999年以前に BSE 汚染国からの輸入製品によってフランスに BSE 病原体が侵入するリスクが存在すると考えた。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

1990年から MBM の反芻動物への給与は法律で禁止されており、この禁止令は長年にわたって修正されてきている。1998年から EU 規定に従って処理基準が実施され、飼料用のすべての動物性蛋白に適用された。SRM の除去に関する国内規制のために、1996年から SRM の輸入は禁止されている。

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合、その循環及び増幅のリスクは減少していくと考えた。

b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

アドホックグループは実施されたサーベイランスが、2007年コード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA 型サーベイランスの最低要件を満たしていることを認めた。

c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

アドホックグループは、周知プログラムが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び疾病特定の義務

アドホックグループは、1990年以降、関連法規に基づいてBSE を届出伝染病としていることに注目し、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

1990年から受動的サーベイランスプログラムが実施されている。1998年から2000年まで、牛の頭数が多い地域向けにサンプルサイズに基づく積極的サーベイランスが導入された。2001年からEUの規定に同調してこのサーベイランスは強化された。

- ・ 検査

アドホックグループは、検査の手順が2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、目的の飼料規制を実行するための適正な法規、管理、査察が実行されていると結論づけた。

#### d) 国内のBSEの歴史

BSE感染が報告された最も若い牛は、2001年1月生まれであった。

#### e) 「管理されたBSEリスク」ステータスのための条件の遵守- Article 2.3.13.4

提供された情報を考慮して、アドホックグループは、フランスは「管理されたBSEリスク」として、2007年コードのBSEの章に従った承認の要件を満たしていることを見なされることを推奨する。

#### f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「管理されたBSEリスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対するSCADのコメント

- ステータス

「管理されたBSEリスク」

- 毎年の報告及び特別に必要とされる事項

なし

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

なし

申請書は書式を厳密に守られており、すべての情報が得られた。

## 9. ドイツ

ドイツから、2007年コードの求める要件に従い評価を求める申請書の提出があった。ドイツからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

ドイツは、BSEの予防、検出、管理を見越した法律や組織に特に関連した national Veterinary Services の説明を提出した。

### a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

アドホックグループは、評価の結果、BSE 汚染国からの輸入製品によってドイツに BSE 病原体が侵入するリスクが存在すると考えた。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合、その循環及び増幅のリスクは減少していくと考えた。

### b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

アドホックグループは実施されたサーベイランスが、2007年コード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA 型サーベイランスの最低要件を満たしていることを認めた。

### c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

アドホックグループは、周知プログラムが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び疾病特定の義務

アドホックグループは、1990年以降、関連法規に基づいてBSE を届出伝染病としていることに注目し、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

1991年から受動的サーベイランスプログラムが実施されており、1999年からOIEのガイドラインに沿った積極的モニタリングプログラムが存在している。2001年からこのサーベイランスはEUの規定に同調して強化された。

- ・ 検査

アドホックグループは、検査の制度が2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、目的の飼料規制を実行するための適正な法規、管理、査察が行われていると結論づけた。

#### d) 国内のBSEの歴史

BSE感染が報告された最も若い牛は、2001年5月生まれであった。

#### e) 「管理されたBSEリスク」ステータスのための条件の遵守- Article 2.3.13.4

提供された情報を考慮して、アドホックグループは、ドイツは「管理されたBSEリスク」として、2007年コードのBSEの章に従った承認の要件を満たしていると見なされることを**推奨**する。

#### f) 結論

- ・ **推奨**されるステータス

アドホックグループは「管理されたBSEリスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対するSCADのコメント

- ステータス

「管理されたBSEリスク」

- 毎年の報告及び特別に必要とされる事項

なし

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

ドイツ代表はOIEに対して年次報告を行う際、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に厳密に従うよう求められる。アドホックグループはドイツに対し、OIEサーベイランスポイントが厳密に正しいサーベイランスストリームに従って配分されていることを保証することの必要性を指摘する。現時点の提出で、アドホックグループは、ドイツで臨床的に疑わしい動物に対する検査が主に増加していることに注目し、同様に、ドイツがこの提出物に関わらず、A型サーベイランスのポイントの要求量を超えていることに注目する。

## 10. ギリシャ

ギリシャから、2007年コードの求める要件に従い評価を求める申請書の提出があった。ギリシャからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

ギリシャは、特に法律の配分やBSEの予防、検出、管理を目的とした組織に言及した国家獣医行政の説明を提出した。

### a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

MBM の輸入について、1999 年から 2004 年までの合計は 37,839 トンであり、主にドイツ、イタリア、デンマークからであった。

1999 年から 2006 年の間にギリシャに輸入された牛は、他の欧州諸国と同様に主に EU(16 力国) 由来であったが、その他の国や地域が特定されていない件もある。年間の輸入頭数は 76,640 (1999) 頭から 82,667 (2006) 頭で推移し、BSE 汚染国からの合計 323,052 頭で

あった（そのうち 15%が繁殖用未経産牛及び乳牛）。

アドホックグループは、侵入評価の結果、BSE 汚染国からの輸入製品によってギリシャに BSE 病原体が侵入したリスクが存在するとした。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

ギリシャでの牛の生産は主に大規模な農場で行われており、申請書によると過去 8 年間牛に MBM は与えられていない。ギリシャはまた、非常に広大な豚と家きんの個人生産が存在する。1994 年 12 月、反芻動物由来蛋白の反芻動物への給与が禁止された。1997 年以降実施されているレンダリングに係る規制は、EU の法規定に準拠したものとなっている。

提供された情報を基に、アドホックグループは、暴露評価の結果、仮に国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合でも、その循環及び増幅のリスクは減少していくとした。

b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

ギリシャには約 350,000 頭の成牛がおり（E.U. ~ 2005）、A 型に該当する 60,000 サーベイランスポイントの到達を必要とする。過去 6 年間（2001 ~ 2006）のデータと、BSE 検査で臨床症状が疑われる症例を全て含むと、ギリシャはおよそ 51,000 サーベイランスポイントに達する。アドホックグループ、2007 年 12 月 31 日までに、実行中のサーベイランスが 2007 年のコード上の BSE サーベイランスに関する Appendix 3.8.4. の Article 3.8.4.3. に規定された A 型サーベイランスの最低要件を満たすだろう指摘した。

c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

アドホックグループは、周知プログラムが、2007 年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び調査の義務

アドホックグループは、1992 年以降、関連法規に基づいて BSE を届出伝染病としていることに注目し、届出及び調査義務のシステムが、2007 年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSE モニタリングとサーベイランスシステム

BSE を示唆するような疑わしい臨床症状を示す牛を同定し、そのような疑わしい症例について、BSE と確定又は除外するための適切な追加調査をするための、受動的サーベイ

ランスは、1997年から2000年まで実行され、EU規定と呼応して著しく発展した。

- ・ 検査

アドホックグループは、検査の体制が2007年コードの要件を満たすと結論づけた。迅速検査は2001年以降、能動的モニタリングで利用されている。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

家畜における飼料規制の適正な実行に係る管理及び査察は、レンダリング工場、飼料工場、保管施設及び農場を対象としている。しかし、違反に関する情報の詳細は十分ではない。

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が実行されていると指摘した。

#### d) 国内のBSEの歴史

1996年11月出生のBSE症例1件が、2001年に摘発された。

当該家畜がどの国に由来していたか確定できなかったため、コードのchapter 2.3.13に規定する出生コホートや飼料コホートの管理が適用できなかった。

#### e) 「無視できる/管理されたBSEリスク」ステータスのための条件の遵守- Article 2.3.13.3/ Article 2.3.13.4

上記の提供された情報を基に、アドホックグループは、ギリシャは「管理されたBSEリスク」として、2007年コードのBSEの章に従った承認の要件を満たしていることを見なされることを推奨する。

#### f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「管理されたBSEリスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対するSCADのコメント

- ステータス

「管理されたBSEリスク」

- 毎年の更新及び特別に必要とされる事項

ギリシャは、特に次の事項のさらなる情報を提供することを求められる：飼料規制の規定の管理及び査察、サーベイランス活動に関するより具体的なデータ（特に臨床症状牛に関して）及びAppendix 3.8.4に従って準備されたサーベイランスの表。

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

アドホックグループは、たとえギリシャの牛の生産が主に大規模で、申請書が現在の状況に関して一般的な結論だったとしても、今後のレポートはサーベイランスと飼料規制の管理に関してより詳細であるべきだと指摘している。ギリシャはOIEに対して年次報告を行う際、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に厳密に従うことを求められる。

## 11. ハンガリー

ハンガリーから、2007年コードの求める要件に従い評価を求める申請書の提出があった。ハンガリーからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

### a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- BSE病原体の侵入に関するリスク評価

MBM と他の動物性蛋白の輸入はヨーロッパとヨーロッパ以外の BSE 汚染国から少なくとも 2004 年まで行われていた。

ハンガリーは2000年から2006年の間にBSE汚染国を含むヨーロッパ諸国から92,000頭以上の牛が輸入されていた。輸入された牛のうちおよそ25,000頭はまだ国内に存在し、51,884頭は輸出され、残りはと殺もしくは死亡した。

動物由来（牛肉、内蔵等）の種々の他製品は輸入されていたが、多くの品名がOIEの公式言語に訳されずに、ハンガリー語で記されていたため、これらの輸入品の完全なリスク評価は不可能であった。

アドホックグループは、侵入評価の結論として、BSE 汚染国からの輸入製品によってハンガリーにBSE 病原体が侵入したリスクが存在するとした。

- BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

1990年から反芻動物由来蛋白を含む反芻動物の飼料の生産は禁止されており、1997年からほ乳類蛋白の反芻動物への給与は禁止されている。2001年に動物性蛋白（乳及び乳粉は除く）は反芻動物の飼料から制限されて、2003年7月にはすべての家畜において制限された。2001年に家畜の死体及びと殺された反芻動物由来のMBMは家畜の飼料から除かれた。2001年4月以降、輸入MBMはペットフードの生産についても制限されている。

動物性製品は、1997年以降、133 /20分/3気圧で不活化されている。SRMの除去は2001年4月から実行されている。

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中にBSE病原体が存在した場合でも、その循環及び増幅のリスクは減少していくとした。

#### b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

すべての関連カテゴリーは、2001年にスタートした積極的サーベイランスに含まれるとされた。合計で101,907サーベイランスポイントが達成された。ハンガリーはA型サーベイランスを行う必要があり、およそ350,000頭の成牛を有する。

アドホックグループは、実施されているサーベイランスが、2007年コード上のBSEサーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA型サーベイランスの最低要件を満たしていることを指摘した。

#### c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

周知プログラムと科学/専門家セミナーが1991年に始まり、獣医学分野の訓練セミナーは1996年に始まった。2001年10月以降、国中の動物衛生及び食糧統制地域本部、組織的に牛農場及び食肉処理場の獣医師、農家及び従業員の訓練を行った。

- ・ 届出及び調査の義務

反芻動物が神経症状を示す場合は、狂犬病を疑う症例としても届出義務があり、1989年からこれらの家畜についてはTSEの調査が行われるようになった。アドホックグループは、1995年以降、関連法規に基づいてBSEが届出伝染病とされていることに注目し、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

2001年以前、BSEサーベイランスは受動型のみであった。サーベイランスは1989年（BSEが国内の届出疾病となる前）に、他の診断は考慮せず、神経症状が報告された家畜の脳の組織病理学的検査を用いる方法で開始した。当該疾病は、1995年に届出疾病となった。

能動的サーベイランスは2001年3月に始まり、OIEコードで考慮される全てのサーベイランスを含んでいた。

- ・ 検査

検査は国立のリファレンスラボラトリーと地方の2施設で行われており、採用されている試験（迅速検査、組織病理学的試験、IHC、ウェスタンブロット法）はOIEのマニュアルに従っている。

アドホックグループは、検査の体制が2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

全てのレンダリング工場及び飼料工場は、少なくとも1999年（データが提出されている初年度）以降、年数回検査されている。実験室検査は交差汚染の調査に適用されている（2002年12月31日以前はELISA、それ以降は顕微鏡検査）。いくつかの件で（主に輸入魚粉）、交差汚染が検出された。

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が実行されていると指摘した。

#### d) 国内のBSEの歴史

ハンガリーでBSE症例は確認されていない。

#### e) 「管理されたBSEリスク」ステータスのための条件の遵守 - Article 2.3.13.4

提供された情報を基に、アドホックグループは、ハンガリーは「管理されたBSEリスク」として、2007年コードのBSEの章に従った承認の要件を満たしていることを見なされることを推奨する。

#### f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「管理されたBSEリスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対するSCADのコメント

- ステータス

- 「管理されたBSEリスク」

- 毎年の報告及び特別に必要とされる事項

- なし

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

- なし

## 12. アイスランド

アイスランドから、2007年コードの求める要件に従い評価を求める申請書の提出があった。アイスランドからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

アイスランドから国家獣医行政の説明は提出されなかった。

### a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

アドホックグループは、侵入評価の結果、輸入製品を介してアイスランドに BSE 病原体が侵入したリスクは無視できるとした。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合でも、その循環及び増幅のリスクは無視できると考えた。

### b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

アドホックグループは、アイスランドの小規模な牛群（24ヶ月齢以上が25,000頭）に対応するために、コードのAppendix 3.8.4の表1から推定することが必要であるとした。アド

ホックグループはアイスランドが実施しているサーベイランスは、2007年12月31日までに、2007年のコード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.の表1を基にしたアドホックグループの推定に準ずるB型サーベイランスの最低要件を満たすだろうと指摘した。

c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

アドホックグループは、周知プログラムが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び調査の義務

アドホックグループは、1993年以降、関連法規に基づいてBSE が届出伝染病であることに着目し、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

アドホックグループは、アイスランドで行われている農場でのサーベイランスが、全農場での診断に関する野外調査において、公的獣医機関による規定がない点を反映していることに注目した。この規定がないにも関わらず、アドホックグループは、事実上死亡群がなく、緊急と殺のサーベイランスストリームが入っていることに注目した。

- ・ 検査

アドホックグループは、検査の体制が2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が実行されていると結論づけた。

d) 国内の BSE の歴史

アイスランドで BSE 症例は診断されていない。

e) 「無視できる BSE リスク」ステータスのための条件の遵守 - Article 2.3.13.3

提供された情報を基に、アドホックグループは、アイスランドは「無視できるBSE リスク」として、2007年コードのBSE の章に準拠した要件を満たすとすることを推奨する。

## f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「無視できるBSEリスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対するSCADのコメント

- ステータス

「無視できるBSEリスク」

- 毎年の報告及び特別に必要とされる事項

アドホックグループは、アイスランドにコードのAppendix 3.8.4.の規定に従った4つのうち少なくとも3つのサーベイランスストリームからのサンプリングが必要であることを指摘する。

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

アドホックグループは、アイスランドに対し、サーベイランスストリーム毎の牛の配分要件の見直しと報告を要請する。特に農場でBSEが疑われる牛を摘発し、と畜場でこの牛からサンプルを採取するというアイスランドの慣行に特に言及し、データの中で切迫と殺牛と死亡牛がないのは、これらのを健康牛と誤って分類していることによるものではないかとの疑問を呈した。アドホックグループは、アイスランドに対して12月中旬までに、2007年に行われたサーベイランスの結果の提出を要求する。

## 13. アイルランド

アイルランドから、2007年コードの求める要件に従い評価を求める申請書の提出があった。アイルランドからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

アイルランドは、特に法律の配分やBSEの予防、検出、管理を目的とした組織に言及した国家獣医行政の説明を提出した。

### a) Section1 : リスク評価-Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

過去 8 年間、侵入のリスクは非常に低かった。にもかかわらず、アドホックグループは、侵入評価の結果、BSE 汚染国からの輸入製品によってアイルランドに BSE 病原体が侵入したリスクが存在すると考えた。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

アイルランドでは過去に、多くの BSE 症例が発生していたが、現在 EU 規定の採択によって、循環及び増幅のリスクは最小限となっている。SRM は 1997 年から除去され、2000 年から陽性の家畜は全て焼却処分されている。反芻動物 - 反芻動物の飼料規制は 1990 年から実施されており、2001 年に全ての飼養される家畜に対しては乳動物由来蛋白の使用を禁止する飼料規制に拡大された。

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合でも、その循環及び増幅のリスクは減少していくとした。

#### b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

アドホックグループは、実施されているサーベイランスが、2007年コード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA 型サーベイランスの最低要件を満たすことを指摘した。A 型サーベイランスの目標は2001年に達成されており、コードで予測された全てのサーベイランスストリームが示されている。

#### c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

プログラムは 1996 年から実施されている。訓練の対象は：BSE が疑われる症例を扱う可能性がある農家、獣医師、食肉処理場の従業員。アドホックグループは、周知プログラムが、2007 年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び調査の義務

アドホックグループは、1989年以降、関連法規に基づいてBSE を届出伝染病としていることに注目し、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

2000 年までサーベイランスは受動型のみであった。能動的サーベイランスは 2000 年の迅速検査の使用以降、実施されている。24 ヶ月齢以上の全ての死亡牛、24 ヶ月齢以上の全

てのリスクカテゴリー及び人の食用のためにと殺された 30 ヶ月齢以上のすべての家畜が迅速検査により検査されている。

- ・ 検査

迅速試験は認定された私立の実験施設で行われており、認定と監査は国立のリファレンスラボラトリーによって行われている。採用されている迅速検査は欧州委員会によって認定されたものである。アドホックグループは、実験室検査の手順が 2007 年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

週単位の検査は Cat.1 レンダリング工場で行われ、飼料工場、濃厚飼料を製造する農場及び輸入者を対象にしたリスクに基づく検査（採材を伴う）が行われる。業界は、実験室の結果が保留されているロットをのぞき、輸入される全ロットについては自発的な検査を適用している。陽性のロットは廃棄される。アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が実行されていると指摘した。

d) 国内の BSE の歴史

1989 年以降、合計 1,597 の症例が記録されており、2002 年が最も多く、最も若齢の BSE 症例牛は 2001 年 9 月生まれであった。

e) 「無視できる/管理された BSE リスク」ステータスのための条件の遵守 - Article 2.3.13.3/ Article 2.3.13.4

提供された情報を基に、アドホックグループは、アイルランドは「管理された BSE リスク」として、2007 年コードの BSE の章に準拠した要件を満たすとすることを推奨する。

f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「管理された BSE リスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対する SCAD のコメント

- ステータス

「管理された BSE リスク」

- 毎年の報告及び特別に必要とされる事項

なし

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

申請書は書式を厳密に守られており、すべての情報が簡単に得られた。

#### 14. イタリア

イタリアから、2007年コードの求める要件に従い評価を求める申請書の提出があった。イタリアからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

イタリアは、特に法律の配分やBSEの予防、検出、管理を目的とした組織に言及した国家獣医行政の説明を提出した。

##### a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

MBM、牛及び牛由来製品は、問題の期間、EU 内外の様々な国から輸入されているが、十分に文書化され、EU 域内の貿易であれば、コード化された MBM の容量や種類の制限について案内が付されていた。MBM の量、由来、仕向け先の情報は提供されたが、その配合は不明であった。全ての製品の記録は、EU 域内の情報源（例えば MBM の基本となる工場の証明）や第3国の情報源（例えば EU の基準に即した MBM の証明、状況が許された場合に廃棄に代えて仕向け先の変更で到着した際の検査）に該当する項目を含んでいた。

アドホックグループは、評価の結果、BSE 汚染国からの輸入製品によってイタリアに BSE 病原体が侵入したリスクが存在すると考えた。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

フランスからの多量の輸入等、EU が指示する適切な管理に則した、国内の製造及び消費への輸入製品の流入について記述があった。この記述の中には、目視検査や顕微鏡検査を用いたレンダリング工場及び飼料工場の検査に関する情報の要約が含まれ、違反に対する適切な対応、コンタミネーションの減少及び規則の遵守についても言及されていた。追加の統計学的、分析的資料によって、BSE の潜在的な有病率に関して、こうした傾向の影響に関するさらなる証拠が提出された。

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合でも、その循環及び増幅のリスクは減少していくと考えた。

#### b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

イタリアは能動的・受動的サーベイランスのプログラムに関して統計学的事実や分析の項目について、特に積極的であった。

アドホックグループは実施されているサーベイランスが、2007年コード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA 型サーベイランスの最低要件を満たすことを指摘した。

#### c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

カリキュラム、方法、意図される聴衆の証拠及び文書が、BSE 問題が生じた時以降、周知プログラムは国内で発展していたが、EU 規定に準じて 2000 年に正式に開始したことを確認するために提出された。

アドホックグループは、周知プログラムが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び調査の義務

EU認定の個体識別、電子データベースシステム及び群登記が調査の補助となる。

アドホックグループは、1990年以降、関連法規に基づいてBSE を届出伝染病としていることに注目し、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

全てのサーベイランスストリームについて十分に記録された申請書において、求められた上記の事項が十分に含まれており、BSE モニタリングとサーベイランスシステムは 2007 年コードの要件を満たす。

- ・ 検査

実験室システム及び手順は、サーベイランスの期間を通して OIE と EU のガイダンスと規定に完全に準拠している。

アドホックグループは、検査の体制が 2007 年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

前に言及された文書と質問票への準備によって、飼料規制に係る管理や査察の指標となる、検査や試験についての法的、組織的、及び統計学的証拠が提供されていた。

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が実行されていると結論づけた。

#### d) 国内の BSE の歴史

陽性症例及びその処理に関する最新の情報について、非常に詳細な説明が提出された。

最も若齢の BSE 症例牛は 2001 年 1 月生まれであった。

#### e) 「無視できる/管理された BSE リスク」ステータスのための条件の遵守 - Article 2.3.13.3/ Article 2.3.13.4

提供された情報を基に、アドホックグループは、アイルランドは「管理された BSE リスク」として、2007 年コードの BSE の章に準拠した要件を満たすとすること推奨する。

#### f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「管理された BSE リスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対する SCAD のコメント

- ステータス

「管理された BSE リスク」

- 毎年の報告及び特別に必要とされる事項

なし

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

アドホックグループは、イタリアが表 1.5.4 と 1.5.5 の様式の飼料規制の統計を示さなかったことを残念に思う。各々の工場の規制に関する詳細のいくつかは不足していたが、概

して、明白で豊富及び分析的な記録によって他の部分が補充されており、評価が容易であった。

## 15. ラトビア

ラトビアから、2007年コードの求める要件に従い評価を求める申請書の提出があった。ラトビアからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

### a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

MBM は過去 8 年間に BSE リスク国から輸入されていた。MBM に配合されている動物種に関する情報はなかったが、効果的にレンダリングされたことが証明されていた。ほとんどがペットフードや毛皮動物の飼料のために輸入された MBM であった。

過去 7 年間 BSE リスク国から牛が輸入されており、それらは主にエストニア及びリトアニアからのと畜場直行牛であり、ヨーロッパ諸国からは肥育牛が輸入されていた。

BSE 汚染国からの多くの量の製品（内臓肉）の輸入について提出された情報に基づき、アドホックグループは、侵入評価の結果、BSE 汚染国からの輸入製品によって BSE 病原体が侵入したリスクが存在すると考えた。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

反芻動物 - 反芻動物の飼料規制は 1990 年から実施されており、2001 年に全ての農場家畜への哺乳類蛋白質の使用に関する規制に強化された。2001 年には EU が承認したレンダリング基準が導入された。

2004 年以降、SRM の飼料への使用が禁止された。

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合でも、その循環及び増幅のリスクは減少していくと考えた。

### b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

アドホックグループは実施されているサーベイランスが、2007年コード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA 型サーベイランスの最低要件を満たすことを指摘した。

c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-4

- ・ 周知プログラム

当初、BSE に関する情報は 1990 年に配布され、1993 年から定期的なセミナーが行われてきた。より集約的な情報は 2000 年から入手可能であった。

アドホックグループは、周知プログラムが、2007 年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び調査の義務

アドホックグループは、1990年（USSR）及び1992年（ラトビア）以降、関連法規に基づいてBSE を届出伝染病としていることに注目し、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 検査

国立診断センター（レファレンスラボラトリー）は組織病理学的検査を使用していたが（1997~2001）、2001年に迅速検査が導入された。アドホックグループは、実験室検査の手順が2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

ラトビアで BSE 症例は報告されていない。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が実行されていると結論づけた。

d) 「無視できる/管理された BSE リスク」ステータスのための条件の遵守 - Article 2.3.13.3/ Article 2.3.13.4

リスク評価に概要やその他要件に関して提供された情報を考慮して、アドホックグループは、ラトビアは「管理された BSE リスク」として、2007 年コードの BSE の章に準拠した要件を満たすとすることを推奨する。

e) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「管理されたBSEリスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対するSCADのコメント
  - ステータス

「管理されたBSEリスク」

- 毎年の報告及び特別に必要とされる事項

なし

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

なし

## 16. リトアニア

リトアニアから、2007年コードの求める要件に従い評価を求める申請書の提出があった。リトアニアからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

リトアニアは、特に法律の配分やBSEの予防、検出、管理を目的とした組織に言及した国家獣医行政の説明を提出した。

### a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

原料、組成、仕向け先について、記載がある件もあったが、2004年にリトアニアがEUに正式に加盟する以前にEUの規定と同等とされる規定の下で、過去8年間に輸入された全ての何千トンものMBMについては、記載がなかった。東ヨーロッパからの輸入を含め牛の輸入は、直近の5年間にBSEが確認されていないことに基づいており、英国由来の動物が入ってこないための措置が対象とされた。ケーシング、牛肉及び内臓の輸入についても同様の由来と管理を反映していた。

アドホックグループは、侵入評価の結果、BSE汚染国からの輸入製品によってリトアニアにBSE病原体が侵入したリスクが存在すると考えた。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

輸入及び国産の製品が飼料連鎖へ入る際の管理、つまり反芻動物由来及び哺乳動物由来の MBM を含む飼料への国産飼料への暴露は、レンダリング工場及び飼料工場に対する通常の診断手法と同様、1999 年代初頭から 2004 年のリトアニアの加盟までずっと EU と概して同等なものであった。

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合でも、その循環及び増幅のリスクは減少していくと考えた。

#### b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

EU 規則及び OIE の指示を遵守しているにも関わらず、サーベイランスポイントの継続的で圧倒的な源である狂犬病陰性の臨床症状症例に依存することは、狂犬病の試料の収集においては地理学的観点で基礎的な分散が条件となるが、そのような条件下での多くのサーベイランスの蓄積が無視されていることに繋がる。臨床症状症例に関するサーベイランス情報は、この点から、総合的に不十分であった。EU と OIE が指示する臨床ストリームによる分散を遵守しているにも関わらず、2004年までの臨床症状牛の数は、当該国の申請書で報告されている成牛群の規模に対し、予測される絶対的なレベルの2倍又は3倍をも超えていた。これは、臨床ストリームの割当において、特異性が潜在的に欠けていることを示唆している。時間の経過と共に比較的増加していることも、同じ異常を示唆するものだった。先のコメントに基づき、当該申請書で確認された成牛群サイズにおいて、ポイントは、A型サーベイランスにおいて求められるポイントを上回っている。

アドホックグループは、実施されているサーベイランスが、2007年コード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA型サーベイランスの最低要件を満たすことを指摘した。

#### c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

カリキュラム及び聴衆に係る証拠や文書が提供され、2000年に公的に開始され、先行はしていないまでも、メンバーへ加盟した2004年以降はEU基準に準じた周知プログラムが確認された。臨時的なプログラムも記載されており、2003年から定期的に更新されている。

アドホックグループは、周知プログラムが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び調査の義務

特にBSEの規定はないが、すべての疾病の届出及びコンプライアンスが財政上及び司法に

において奨励され、総称指示(2003)が出された。

アドホックグループは、1992年以降、関連法規に基づいてBSE を届出伝染病としていることに注目し、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

システムは2000年に始まり、2002年に改正され、2004年の加盟によりEU規定に完全に則したものとなっており、2000年以降は牛のパスポートと組合わされた国のデータベースを参照することによって、検査のための月齢選択を行っている。

- ・ 検査

ISO認定の国立獣医サービス診断施設において、受動的サーベイランスのEU認定のプロトコルが1998年から採用されており、2001年に迅速検査を用いた能動的サーベイランスに発展した。これらはすべてOIEガイダンスに基づいている。

アドホックグループは、検査の体制が2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が実行されていると結論づけた。

#### d) 国内のBSEの歴史

BSE感染牛の症例は報告されていない。

#### e) 「管理されたBSEリスク」ステータスのための条件の遵守 - Article 2.3.13.4

提供された情報を基に、アドホックグループは、リトアニアは「管理されたBSEリスク」として、2007年コードのBSEの章に準拠した要件を満たすとすることを推奨する。

#### f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「管理されたBSEリスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対するSCADのコメント

- ステータス

「管理されたBSEリスク」

- 毎年の報告及び特別に必要とされる事項

アドホックグループは、臨床症状牛に振分けられたサンプルの正確性の再確認を要求する。

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

何年かにわたり、臨床症状牛のストリームの詳細の情報が不完全であるがOIEの様式に沿った透明性の高い資料により評価が容易になった。

## 17. ルクセンブルグ

ルクセンブルグから、2007年コードの求める要件に従い評価を求める申請書の提出があった。ルクセンブルグからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

### a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- BSE病原体の侵入に関するリスク評価

MBM、獣脂かすもしくは牛由来製品が少なくとも 1999 年以降輸入されていないことを考慮すると、BSE 病原体はの侵入経路は、潜在的に感染している可能性のある生体牛の輸入限られる。この期間に、他の EU 諸国から 30,051 頭の牛が輸入され、2 頭がカナダから輸入された。

アドホックグループは、侵入評価の結果、BSE 汚染国からの輸入製品によってルクセンブルグに BSE 病原体が侵入したリスクが存在すると考えた。

- BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

牛由来の物質を処理するレンダリング施設と飼料工場は存在しない。

MBM は 1990 年以降、反芻動物用飼料に用いられていない。ほ乳類蛋白の使用が 1994 年に禁止され、2001 年には動物性蛋白の使用が禁止された。

アドホックグループは、暴露評価の結論として、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存

在した場合でも、その循環及び増幅のリスクは減少していくと考えた。

#### b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

アドホックグループは実施されているサーベイランスが、2007年コード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA 型サーベイランスの最低要件を満たすことを指摘した。

#### c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・周知プログラム

周知プログラムは 1997 年から実施され、2000 年～2001 年に強化され、2007 年コードの要件を満たしている。

- ・届出及び調査の義務

アドホックグループは、1990年9月以降、関連法規に基づいてBSE を届出伝染病としており、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・BSEモニタリングとサーベイランスシステム

BSE モニタリングとサーベイランスシステムは 2007 年コードの Appendix3.8.4 の要件を満たす。

- ・検査

2 カ所の実験施設が迅速検査に関して認定されており、ベルギー国立レファレンスラボラトリー (CERVA) はルクセンブルクの国立レファレンスラボラトリーとして機能している。アドホックグループは、実験室検査の手順が 2007 年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

不正の疑いがある物を発見する法規制が実行されている:飼料工場の 10%、農家の 40%、飼料販売業者の 50%。過去 8 年間で、飼料において 517 の検査が行われ、50 検体が陽性であった。直近の陽性例は 2001 年に発見された。

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が実行されていると結論づけた。

#### d) 国内の BSE の歴史

ルクセンブルクでは 3 例の BSE 症例が発見されており、最も若い BSE 症例は 2001 年 11

月に生まれた。

e) 「管理された BSE リスク」ステータスのための条件の遵守 - Article 2.3.13.4

リスク評価の概要、サーベイランス、及びその他要件についての提供された情報を考慮して、アドホックグループは、ルクセンブルグは「管理された BSE リスク」として、2007 年コードの BSE の章に準拠した承認の要件を満たすことを推奨する。

f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「管理されたBSEリスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対するSCADのコメント

- ステータス

「管理されたBSEリスク」

- 毎年の報告及び特別に必要とされる事項

なし

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

なし

18. マルタ

マルタから、2007年コードの求める要件に従い評価を求める申請書の提出があった。マルタからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

マルタは、特に法律の配分やBSEの予防、検出、管理を目的とした組織に言及した国家獣医行政の説明を提出した。

a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

アドホックグループは、侵入評価の結果、リスクは無視できるものではなく、BSE 汚染国からの輸入製品によってマルタに BSE 病原体が侵入したリスクが存在したと考えた。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合でも、その循環及び増幅のリスクは減少していくと考えた。

死亡家畜と SRM は獣医組織の管理下で焼却処分されており、過去 8 年間レンダリング産物と MBM は反芻動物に給与されていない。

#### b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

アドホックグループはマルタの牛群の小規模（24ヶ月齢以上が8700頭）を受け入れるために、コードのAppendix 3.8.4の表1から推定することが必要であると指摘した。

アドホックグループはマルタによって実施されたサーベイランスが、2007年12月31日までに、2007年コード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.の表1からのアドホックグループの推測に沿ったA型サーベイランスの最低要件を満たすだろうということを指摘した。

#### c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

アドホックグループは、周知プログラムが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び疾病特定の義務

アドホックグループは、2004年2月以降、関連法規に基づいてBSE を届出伝染病としており、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

アドホックグループはマルタによって集積されたサーベイランスポイントは臨床症状牛以外のストリーム全てを含んでおり、これがこのような少数の牛群中の臨床症状牛の存在及びサーベイランスプログラムにおける臨床症状牛についての十分な理解に疑問を生じさせた。アドホックグループは、死亡牛と切迫と殺牛のストリームの月齢がコードの Appendix 3.8.4 の表 2 中の最も若いカテゴリーに割当てられたことに着目した。アドホックグループはこれが検査された個々の牛の月齢についての知見がないことを反映しているのではないかと疑問が呈された。

- ・ 検査

アドホックグループは、検査の体制が2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適正な法規、管理、査察が実行されていると結論づけた。

d) 国内のBSEの歴史

マルタでBSE症例は報告されていない。

e) 「管理されたBSEリスク」ステータスのための条件の遵守 - Article 2.3.13.4

提供された情報を基に、アドホックグループは、マルタは「管理されたBSEリスク」として、2007年コードのBSEの章に従った承認の要件を満たしているを見なすことを推奨する。

f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「管理されたBSEリスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対するSCADのコメント

- ステータス

「管理されたBSEリスク」

- 毎年の報告及び特別に必要とされる事項

なし

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

アドホックグループは、マルタが受動的サーベイランスへのリソースを増加させていることと検査した家畜の月齢を正確に記録することによってサーベイランスの利点を得ていることを指摘する。マルタは12月中旬までに2007年に行われたサーベイランスの結果を提

出すべきである。

## 19. オランダ

オランダから、2007年コードに適合しているという承認のための条件に対する評価を求める申請書の提出があった。オランダからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

オランダは、特に法律の配分及びBSEの予防、検出、管理を目的とした組織に言及した国家獣医行政の説明を提出した。

### a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

MBM の輸入は行われていたが、2000 年以降かなり減少した。輸入は主にドイツ、ベルギー、アイルランド、フランス、オーストラリア、ニュージーランドからであった。2,918,000 頭の反すう動物が、子牛肉生産用（6～12 か月齢でと畜）として 1999 年から 2005 年までの間に主に EU 諸国から輸入されており、246,940 頭がと畜場直行牛として輸入された。

由来及び適用されていた輸入状況を考慮すると、1999 年以降 BSE 病原体が侵入するリスクは低いと考えられる。

アドホックグループは、侵入評価の結果、BSE 汚染国からの一つあるいは複数のの輸入製品によってオランダに BSE 病原体が侵入したリスクが存在するとみなした。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

EU 規定に基づくレンダリング基準（4 つのパラメーター）が 1990 年代初頭から実施されており、法律は 1997 年に整備された。反芻動物 - 反芻動物の飼料規制は 1989 年から実施されており、1994 年にほ乳類 - 反芻動物の規制に拡大された。2001 年 1 月 1 日から、すべての家畜に対して飼料規制が実施されている。1997 年から SRM は食用・飼料用から除去されている。このリストは、2000 年以降 EU 規則と完全に同調して発展した。

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合、その循環及び増幅のリスクは減少しているとみなした。

### b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

アドホックグループは実施されたサーベイランスが、2007年コード上のBSE サーベイラ

ンスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA 型サーベイランスの最低要件を満たすことを認めた。

c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

アドホックグループは、周知プログラムが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び疾病特定の義務

アドホックグループは、1990年以降、関連法規に基づいてBSE が届出伝染病とされていることを指摘し、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

1990年から2000年の間、検査は臨床症状を示す牛に限って実施されていた。この受動的サーベイランス方法は2001年1月に能動的サーベイランスに強化され、EU規則及びコードの要点と完全に一致した。

- ・ 検査

アドホックグループは、検査の制度が2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が実行されていることを指摘した。

d) 国内のBSEの歴史

BSE感染が報告された最も若い牛は2001年2月生まれであった。

e) 「管理されたBSEリスク」ステータスのための条件の遵守 - Article 2.3.13.4

提供された情報を考慮して、アドホックグループは、オランダは「管理されたBSEリスク」として、2007年コードのBSEの章に従った承認の要件を満たしていると見なされることを推奨する。

f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「管理されたBSEリスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対するSCADのコメント

- ステータス

「管理されたBSEリスク」

- 毎年の更新及び特別に必要とされる事項

なし

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

なし

## 20. ノルウェー

ノルウェーから、2007年コードに適合しているという承認のための条件に対する評価を求める申請書の提出があった。ノルウェーからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

ノルウェーは、特に法律の配分及びBSEの予防、検出、管理を目的とした組織に言及した国家獣医行政の説明を提出した。。

### a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

アドホックグループは、侵入評価の結果、BSE 汚染国からの一つあるいは複数の輸入製品を介してノルウェーに BSE 病原体が侵入したリスクは無視できるとみなした。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合、その循環及び増幅のリスクは減少しているとみなした。

b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

アドホックグループは、実施されたサーベイランスが、2007年コード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA 型サーベイランスの最低要件を満たすことを指摘した。

c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

アドホックグループは、周知プログラムが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び疾病特定の義務

アドホックグループは、1991年以降、関連法規に基づいてBSE が届出伝染病とされていることを指摘し、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

全てのサーベイランスストリームへの適用が適切に文書化されており、よく記録されたすべてのサーベイランス事項において、BSE モニタリングとサーベイランスシステムは2007年コードの要件を満たしている。

- ・ 検査

アドホックグループは、検査の体制が2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適正な法規、管理、査察が過去8年間において正しく実行されていることを指摘した。

d) 国内の BSE の歴史

ノルウェーで BSE 症例は確認されていない。

e) 「無視できる BSE リスク」ステータスのための条件の遵守 - Article 2.3.13.3

提供された情報を考慮して、アドホックグループは、ノルウェーは「無視できるBSE リスク」として、2007年コードのBSE の章に従った承認の要件を満たしていると思なされることを推奨する。

#### f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「無視できるBSEリスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対するSCADのコメント

- ステータス

「無視できるBSEリスク」

- 毎年の更新及び特別に必要とされる事項

なし

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

アドホックグループは、書式を厳守した、完全で明白な申請書を提出したノルウェーに讃辞を述べる。

#### 21. ポーランド

ポーランドから、2007年コードに適合しているという承認のための条件に対する評価を求める申請書の提出があった。ポーランドからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

##### a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

EU 諸国から MBM の輸入は行われていた（ベルギー、エストニア、英国、ドイツ、オランダ、イタリア）。2001年2月6日にMBMの輸入及び経路は完全に禁止された。

アドホックグループは、侵入評価の結果、BSE 汚染国からの一つあるいは複数の輸入製

品によってポーランドに BSE 病原体が侵入したリスクが存在するとみなした。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

1999 年以降、反芻動物の飼料に MBM を使用することは禁止されている。2001 年 11 月 1 日まで MBM は家きんと豚の飼料には使用可能だったが、その日以降すべての家畜に対する飼料規制が適用された。2001 年以降 SRM の除去が実施されている。

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合、その循環及び増幅のリスクは減少しているとみなした。

#### b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

アドホックグループは実施されたサーベイランスが、2007年コード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA 型サーベイランスの最低要件を満たすことを指摘した。

#### c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

アドホックグループは、周知プログラムが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び疾病特定の義務

アドホックグループは、1997年以降、関連法規に基づいてBSE が届出伝染病とされていることを指摘し、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

1996 年から 2000 年の間、検査は、治療に反応せず、持続性の臨床症状を示す狂犬病陰性牛に限って実施されていたが、2001 年に、臨床的に健康な通常と殺牛の 3%の抽出検査を含む、全ての OIE が定めるリスクグループに拡大された。

2001 年 11 月以降、検査手順は EU 規則とコードの要件に沿っている。

- ・ 検査

アドホックグループは、実査の手順が 2007 年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が実行されていることを指摘した。

#### d) 国内の BSE の歴史

BSE 感染が報告された最も若い牛は 2003 年 1 月生まれであった。

#### e) 「管理された BSE リスク」ステータスのための条件の遵守 - Article 2.3.13.4

提供された情報を考慮して、アドホックグループは、ポーランドは「管理された BSE リスク」として、2007 年コードの BSE の章に従った承認の要件を満たしていると思なされることを推奨する。

#### f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「管理された BSE リスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対する SCAD のコメント

- ステータス

「管理された BSE リスク」

- 毎年の更新、特別に必要とされる事項

なし

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

なし

## 22. ポルトガル

ポルトガルから、2007 年コードに適合しているという承認のための条件に対する評価を求める申請書の提出があった。ポルトガルからの申請書類は、2007 年コードの要件に従って BSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が

推奨する様式に従っていた。

ポルトガルは、特に法律の配分やBSEの予防、検出、管理を目的とした組織に言及した国家獣医行政の説明を提出した。自治区であるマデイラ及びアゾレス諸島には特別規則がある。

a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

MBM は、主に第三国であるアメリカやアジア及びオーストラリアからのペットフードとしての輸入を除いて、過去 8 年間輸入されていない。報告書によると、第三国からの牛由来製品の輸入があり、それらの輸入のいくつかは危険部位としてみなされる可能性がある。1998 年から 2006 年の間のポルトガルへの牛の輸入に関して提出された情報は、スイスからの輸入動物のみに言及していた。

アドホックグループは、侵入評価の結果、BSE 汚染国からの一つあるいは複数の輸入製品によってポルトガルに BSE 病原体が侵入したリスクが存在するとみなした。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

ポルトガルでは、飼料に MBM 及び MBM を含む製品を使用することが 1994 年に禁止され（ペットフードを除く）、1997 年初めに、牛由来の SRM は由来に関わらず、家畜飼料への使用が禁止された。2003 年以降、牛の死亡個体の回収システムが実行され、その場での死亡牛の死体が埋却されるという状況が是正された。

アゾレス自治区は、SRM と食用に適さないものの破壊に関する特例の恩恵を受けている。

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合、その循環及び増幅のリスクは減少しているとみなした。

b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

アドホックグループは実施されたサーベイランスが、2007年コード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA 型サーベイランスの最低要件を満たすことを指摘した。

c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

アドホックグループは、周知プログラムが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び疾病特定の義務

アドホックグループは、1990年以降、関連法規に基づいてBSE を届出伝染病としており、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

1990年以降、臨床症状に基づいた受動的サーベイランスが実施されており、EU規則に合わせて能動的サーベイランスに進展してきている。

- ・ 検査

アドホックグループは、異なる実験室及び異なる実験手技の中で適切な品質管理が行われることにより、検査の制度が2007年コードの要件を満たしていると結論付けた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が実行されていると指摘した。

#### d) 国内のBSEの歴史

最初の自国産牛の発生は1994年に報告され、2005年末までの症例数は合計で1002件であった。アゾレス自治区では2002年からBSE症例が確認されている。BSE感染が報告された最も若い牛は2002年10月生まれであった。

#### e) 「管理されたBSEリスク」ステータスのための条件の遵守 - Article 2.3.13.4

提供された情報を考慮して、アドホックグループは、ポルトガルは「管理されたBSEリスク」として、2007年コードのBSEの章に従った承認の要件を満たしていると見なされることを推奨する。

#### f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「管理されたBSEリスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対するSCADのコメント

- ステータス

「管理されたBSEリスク」

- 毎年の更新、特別に必要とされる事項

ポルトガルは、マデイラ及びアゾレス諸島の自治地域から多くの情報と、これらの地域の貿易活動についての情報の提出を求められる。

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

なし

## 23. スロバキア共和国

スロバキア共和国から、2007年コードに適合しているという承認のための条件に対する評価を求める申請書の提出があった。スロバキア共和国からの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

スロバキア共和国は、特に法律の配分及びBSEの予防、検出、管理を目的とした組織に言及した国家獣医行政の説明を提出しなかった。

### a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

アドホックグループは、侵入評価の結果、BSE 汚染国からの一つあるいは複数の輸入製品によってスロバキア共和国に BSE 病原体が侵入したリスクが存在すると考えた。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合、その循環及び増幅のリスクは減少していくと考えた。

### b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

アドホックグループは実施されたサーベイランスが、2007年のコード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定された、200,000頭から400,000

頭の2歳以上の牛群に関するA型サーベイランスの最低要件を満たすことを指摘した。

c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

アドホックグループは、周知プログラムが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び疾病特定の義務

アドホックグループは、スロバキア共和国では1993年以降、関連法規に基づいてBSEが届出伝染病とされており、チェコスロバキアでは1991年からすでに届出及び調査が義務化されていたことに注目し、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

受動的サーベイランスが1995年から実施され、EU内での決定の結果として1996年から能動的サーベイランスが実施されている。

- ・ 検査

アドホックグループは、検査の制度が2007年コードの要件を満たしていると結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が実行されていると結論づけた。

d) 国内のBSEの歴史

BSE感染が報告された最も若い牛は2001年2月生まれであった。症例の約30%は2000年もしくは2001年に生まれた。

e) 「管理されたBSEリスク」ステータスのための条件の遵守 - Article 2.3.13.4

提供された情報を考慮して、アドホックグループは、スロバキア共和国は「管理されたBSEリスク」として、2007年コードのBSEの章に従った承認の要件を満たしていると見なされることを推奨する。

f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「管理されたBSEリスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対するSCADのコメント

- ステータス

「管理されたBSEリスク」

- 毎年の更新、特別に必要とされる事項

アドホックグループは、スロバキアに、今後発生するBSE症例の生まれた日付に関する情報を引き続き提出することを要求する。

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

なし

24. スロベニア

スロベニアから、2007年コードに適合しているという承認のための条件に対する評価を求める申請書の提出があった。スロベニアからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

スロベニアは、特に法律の配分やBSEの予防、検出、管理を目的とした組織に言及した国家獣医行政の説明を提出した。

a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

MBM は BSE リスク国であるドイツ、クロアチア、スロバキアから輸入されていた。輸入MBMの動物種の構成に関する情報は得られなかった。

BSE リスク国からの牛の輸入としては、主にポーランドとハンガリーからが記録されて

おり、輸入牛の半数はと畜場直行で、残りは繁殖用であった。

アドホックグループは、侵入評価の結果、BSE 汚染国からの一つあるいは複数の輸入製品によってスロベニアに BSE 病原体が侵入したリスクが存在すると考えた。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

1981 年に効果的なレンダリング基準が導入された(国内にレンダリング工場は 1 施設のみ)。1996 年には乳類 MBM の反芻動物に対する飼料規制が実施され、2001 年に、すべての家畜に対して拡大された。2001 年から SRM の飼料への使用が禁止されたている。

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合、その循環及び増幅のリスクは減少しているとみなした。

#### b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

アドホックグループは実施されたサーベイランスが、2007年コード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA 型サーベイランスの最低要件を満たすことを指摘した。

#### c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

BSE に関する情報は 1996 年から配布され、定期的に更新されている。

アドホックグループは、周知プログラムが、2007 年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び疾病特定の義務

アドホックグループは、1995年以降、関連法規に基づいてBSE が届出伝染病とされていることを指摘し、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 検査

アドホックグループは、実験室検査の手順が 2007 年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が実行されていると結論づけた。

d) 国内の BSE の歴史

BSE 感染が報告された最も若い牛は 2000 年 6 月生まれであった。

e) 「管理された BSE リスク」ステータスのための条件の遵守 - Article 2.3.13.4

提供された情報を考慮して、アドホックグループは、スロベニアは「管理された BSE リスク」として、2007 年コードの BSE の章に従った承認の要件を満たしていると思なされることを推奨する。

f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「管理された BSE リスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対する SCAD のコメント

- ステータス

「管理された BSE リスク」

- 毎年の更新、特別に必要とされる事項

なし

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

なし

## 25. スペイン

スペインから、2007 年コードに適合しているという承認のための条件に対する評価を求める申請書の提出があった。スペインからの申請書類は、2007 年コードの要件に従って BSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

スペインは、特に法律の配分やBSEの予防、検出、管理を目的とした組織に言及した国家獣医行政の説明を提出した。

a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

BSE 暴露に関するすべての経路を考慮し、また当該条項に規定された基準に従い、精力的で綿密なリスク評価が実施された。調査が実施された期間においては、MBM 暴露は主にEU 諸国からの輸入で、少数他の国からもあった。

2000年から2006年の期間のスペインへの牛の輸入は主にEUからで、EU以外のヨーロッパ各国及びその他の国からの輸入もあった。提出された書類はこれらの動物に関する優れた追跡調査及びトレーサビリティの存在を示していた。

アドホックグループは、侵入評価の結果、BSE 汚染国からの一つあるいは複数の輸入製品によってスペインにBSE 病原体が侵入したリスクが存在するとみなした。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中にBSE 病原体が存在した場合、その循環及び増幅のリスクは減少しているとみなした。

b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

アドホックグループは実施されたサーベイランスが、2007年コード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA 型サーベイランスの最低要件を満たすことを認めた。

c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

アドホックグループは、周知プログラムが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び届出の義務

アドホックグループは、1990年3月以降、関連法規に基づいてBSE が届出伝染病とされていることを指摘し、届出及び調査義務の仕組みが、2007年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

1990年に、臨床症状に基づいた受動的サーベイランスが実施され、EU規則と同調して能動的サーベイランスに発展した。

- ・ 実験室検査

アドホックグループは、異なる実験室及び異なる実験手技の中で適切な品質管理が行われていることにより、検査の制度が2007年コードの要件を満たしていると結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が行われていることを指摘した。

#### d) 国内のBSEの歴史

最初の症例は2000年11月に報告された。スペインではここ3年間で発生件数が減少しており、BSE感染が報告された最も若い牛は2002年1月生まれであった。

#### e) 「無視できる/管理されたBSEリスク」ステータスのための条件の遵守 - Article 2.3.13.3/ Article 2.3.13.4

提供された情報を考慮して、アドホックグループは、スペインは「管理されたBSEリスク」として、2007年コードのBSEの章に従った承認の要件を満たしていると見なされることを推奨する。

#### f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「管理されたBSEリスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対するSCADのコメント

- ステータス

「管理されたBSEリスク」

- 毎年の更新、特別に必要とされる事項

なし

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

なし

## 26. スウェーデン

スウェーデンから、2007年のコードに適合しているという承認のための条件に対する評価を求める申請書の提出があった。スウェーデンからの申請書類は、2007年コードの要件に従ってBSE ステータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

### a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

MBM、生きた牛及び牛由来の生物製剤が、EU 諸国と他の BSE リスクの低い国から、評価の対象となる期間輸入されていたことが記録されていた。2004 年の GBR 評価を受けて、スウェーデンは徹底的に輸入品の調査を行い、それらの組成や処分に関する詳細な証拠をアドホックグループに提出した。

アドホックグループは、侵入評価の結果、BSE 汚染国からの輸入製品を介してノルウェーに BSE 病原体が侵入したリスクがあるとみなした。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

申請書には、輸入品や国内品に関して EU 規定が遵守されていることが記録されていた。歴史上、疫学的重要性は、BSE の規定の前に、1980 年代以降、飼料工場からの死亡家畜を除く動物福祉に基づいた規定の適応であった。

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在した場合、その循環及び増幅のリスクは減少していくと考えた。

### b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

申請書はすべてのサーベイランスにわたって取り入れられたサーベイランスのBSurvE

型の検査を採用していた。

アドホックグループは実施されたサーベイランスが、2007年コード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA 型サーベイランスの最低要件を満たすことを認めた。

c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

獣医学、農学及び行政の分野における長期的（1994年以降）かつ広範囲な訓練を裏付ける証拠及び文書が確認のために提出された。（使用されている教材の例やカバーする分野の職業的な幅を示す参考文献）

- ・ 届出及び調査の義務

BSEは届出伝染病であり、法の遵守及び通報に関して司法的なインセンティブも整備されている。1995年のEU加盟後、全ての関連通知が適用された。現行の国家個体識別（？）計画は届出及び調査について特徴的なEU規則で、一般的な個体毎のタグ付け、牛群登録、及びと畜場や他のサーベイランスストリームにおける検査対象個体の選択の参照となる電子中央データベースを含むものである。

アドホックグループは、1990年以降、関連法規に基づいてBSE を届出伝染病としており、届出及び調査義務の仕組みが、2007年のコードの要件を満たすと指摘した。

- ・ BSEモニタリングとサーベイランスシステム

全てのサーベイランスストリームへの適用が適切に文書化されており、BSE モニタリングとサーベイランスシステムは2007年のコードの要件を満たしている。

- ・ 検査

アドホックグループは、検査の体制が2007年のコードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

EU が命じた管理及び査察のレベルの遵守を説明した記録が提出された。管理及び査察は、1995年にスウェーデンがEUに加盟してから飼料規制において継続した改善が見られ、他のEU加盟国の飼料規制と平行して行われている。

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が実行されていることに注目した。

#### d) 国内の BSE の歴史

報告のあった唯一の BSE 症例は 1994 年出生の牛であり、当該年に出生したのはその牛のみであった。

#### e) 「無視できる/管理された BSE リスク」ステータスのための条件の遵守 - Article 2.3.13.3/ Article 2.3.13.4

提供された情報を考慮して、アドホックグループは、スウェーデンは「無視できる BSE リスク」として、2007 年コードの BSE の章に従った承認の要件を満たしていることを見なされることを推奨する。

#### f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「無視できる BSE リスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対する SCAD のコメント

- ステータス

「無視できる BSE リスク」

- 毎年の更新、特別に必要とされる事項

なし

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

十分な参考資料とともに、書式に厳密に従った明白な記録が提出されたため、申請にあたり提出された書類の検討が容易であった。

#### 27. 英国

英国から、2007 年のコードに適合しているという承認のための条件に対する評価を求める申請書の提出があった。英国からの申請書類は、2007 年コードの要件に従って BSE ステ

ータス評価を求める公式申請を行う国々に提示されたガイドラインで、OIE が推奨する様式に従っていた。

英国は、特に法律の配分やBSEの予防、検出、管理を目的とした組織に言及した国家獣医行政の説明を提出した。

a) Section1 : リスク評価 - Article 2.3.13.2 point 1

- ・ BSE病原体の侵入に関するリスク評価

英国は MBM、牛及び牛由来製品を EU 内外の様々な国から評価の対象となる期間輸入していた。この対象となる全期間の輸入には、文書化され進化する EU 加盟国の政策が適用されていた。輸入 MBM の輸出元及び量は記述されていたが、ほとんどの国で、その組成は判明しないことが多かった。

アドホックグループは、評価の結果、BSE 汚染国からの輸入製品によって英国に BSE 病原体が侵入したリスクが存在すると考えた。

- ・ BSE 病原体の循環及び増幅のリスク

申請書には、国際的な疾病の流行への中心的役割と周辺国と比べ相対的に高い有病率をもつ英国に独特の特別な措置の適用が記述されていた。また、英国自身が課した最初の基準に続いて、EU 規定に準拠した国産及び輸入製品の管理も記述されていた。評価対象となった期間内での急速な有病率の減少は、これらの以前からの措置が影響を及ぼす可能性のある認識された増大しつつある外部ソースの減少に相対的な重要性を喚起した。

アドホックグループは、暴露評価の結果、もし国内の牛群の中に BSE 病原体が存在したとしても、その循環及び増幅のリスクは減少していくと考えた。

b) Appendix 3.8.4 に従ったサーベイランス

アドホックグループは実施されたサーベイランスが、2007年のコード上のBSE サーベイランスに関するAppendix 3.8.4.のArticle 3.8.4.3.に規定されたA 型サーベイランスの最低要件を満たすことを指摘した。

c) その他の要件 - Article 2.3.13.2 points 2-5

- ・ 周知プログラム

カリキュラム、方法及び対象となる聴衆の数に関する証拠と記録が、1980 年代終わりに

公的に立ち上げられた周知プログラムを確認するために提出された。これまで EU 規則を通じた EU 規則と共に臨床症状牛のストリームで下がりつづける BSE の発生率に直面してきた。臨時プログラムとその発展が、SEAC 諮問団と OIE ガイダンスに関しては記録されていた。

アドホックグループは、周知プログラムが、2007 年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 届出及び調査義務

アドホックグループは、1988 年以降、関連法規に基づいて BSE が届出伝染病とされていることを指摘し、届出及び調査義務の仕組みが、2007 年コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ BSE モニタリングとサーベイランスシステム

システムは完全に EU と OIE に準拠しており、英国特異の状況に相応の基準が組み込まれていた。それは、英国の有病率と BSE の生年月日によるコンパートメンタリゼーションを表すものであり、それによってより BSE リスクが高い 1996 年 8 月以前に生まれた家畜に緩和した基準を適用している。

- ・ 検査

アドホックグループは、検査の制度が 2007 年版コードの要件を満たすと結論づけた。

- ・ 飼料規制の適正なレベルの管理及び査察

アドホックグループは、飼料規制を正しく実行するための適切な法規、管理、査察が実行されていると結論づけた。

#### d) 国内の BSE の歴史

評価の対象となった期間に発見された個々の BSE 症例に関する包括的な説明が提出された。BSE 感染が報告された最も若い牛は 2000 年 5 月生まれであった。

#### e) 「管理された BSE リスク」ステータスのための条件の遵守 - Article 2.3.13.4

提供された情報に基づいて、アドホックグループは、英国は「管理された BSE リスク」として、2007 年版コードの BSE の章に従った承認の要件を満たしていることを見なされることを推奨する。

## f) 結論

- ・ 推奨されるステータス

アドホックグループは「管理されたBSEリスク」を推奨する。

- ・ 申請国に対するSCADのコメント

- ステータス

「管理されたBSEリスク」

- 毎年の更新及び特別に必要とされる事項

アドホックグループは、英国に、主張されているコンパートメンタリゼーションに関して有益なバースコホート毎の評価を容易にする。このレポートの詳しい性質のサーベイランスの情報を引き続き提供することを要請する。

- 提出された申請書に関する具体的なコメント

申請書の透明性、特に2006年のEUに対する報告への対応と質問書に沿った申請書によって、評価が容易であった。

## 28. その他の国

グループはさらに2カ国の申請書を評価したが、どちらの国も「無視できる BSE リスク」、「管理できる BSE リスク」のいずれの要件も満たさなかったためこれらの申請書はそれぞれの国に差し戻された。

## Appendix 1

### 牛海綿状脳症（BSE）についての国のステータス評価のための OIE アドホックグループ パリ、2007 年 7 月 16-20 日

#### 議題

1. 議題の採択及び報告者の任命
2. 科学・技術部門において採用されている BSE 適用国の評価と過程のための作業手順の説明
3. BSE のステータス適用国の再検討（EU メンバー国）

オーストラリア	フィンランド	ラトビア	ルーマニア
ベルギー	フランス	リトアニア	スロバキア共和国
ブルガリア	ドイツ	ルクセンブルク	スロベニア
キプロス	ギリシャ	マルタ	スペイン
チェコ共和国	ハンガリー	オランダ	スウェーデン
デンマーク	アイルランド	ポーランド	英国
エストニア	イタリア	ポルトガル	

7 月 4 日に受理

#### 4. 2007/2008 年の作業プログラム

- 非定型の BSE 及びスクレイピーを考慮した現在のコードの BSE に関する章、科学的正当性の評価
- BSE リスク国分類の追加の適応

#### 5. 他の事項

- a) 情報：アドホックグループが推奨する BSE 国分類に基づく韓国、中国、台湾及び日本のコメントレター
- b) アドホックグループのレポート様式及びメンバー国に不必要に遅れずレポートを公表する必要性
- c) 科学委員会の年間のメンバー国への決定事項と優先制度の必要性に対する国際会議の提案

#### 6. 素案の採択

## Appendix 1 ( 続き )

牛海綿状脳症 ( BSE ) についての国のステータス評価のための OIE アドホックグループ  
パリ、2007 年 9 月 12-14 日

### 議題

1. 議題の採択及び報告者の任命
2. メンバー国が提出した追加情報を考慮に入れた BSE の国別ステータス( EU メンバ  
ー国 ) の予備的評価の再検討
3. BSE リスク評価の新たな国のステータス適応の再検討
  - ノルウェー ( 受理 )
  - アイスランド ( 受理 )
  - パラグアイ ( 公表 )
4. 台湾の BSE ステータスの再評価
5. 2008 年の作業プログラム
  - BSE リスク国分類の追加適応
6. 他の事項
7. 共同の素案の完成及び採択 ( 7 月及び 9 月の会合 )

## Appendix 2

### 牛海綿状脳症（BSE）についての国のステータス評価のためのOIEアドホックグループ パリ、2007年7月16-20日

#### 参加者一覧

#### 委員

---

**Prof. Vincenzo Caporale**

*(President of the OIE Scientific  
Commission for Animal Diseases)*

Director, Istituto Zooprofilattico  
Sperimentale  
dell' Abruzzo e del Molise G.  
Caporale

Via Campo Boario

64100 Teramo

ITALY

Tel: (39.0861) 33 22 33

Fax: (39.0861) 33 22 51

E-mail: direttore@izs.it

**Prof. Hassan Abdel Aziz Aidaros**

Professor of Hygiene and Preventive  
Medicine

Faculty of Veterinary Medicine Banha  
University, 5 Mossadak Street

12311 Dokki-Cairo

EGYPT

Tel: (202) 218 51 66

Fax: (202) 760 70 55

E-mail: haidaros@netscape.net

**Dr Dagmar Heim**

Coordination TSE

Office Vétérinaire Fédéral

Schwarzenburgstrasse 161

Case Postale 3003

Bern, SWITZERLAND

Tel: (41-31) 324 99 93

Fax: (41-31) 323 85 94

E-mail: [dagmar.heim@bvet.admin.ch](mailto:dagmar.heim@bvet.admin.ch)

**Dr John A. Kellar**

TSE Policy Coordinator

Animal Products Directorate

Canadian Food Inspection Agency

3851 Fallowfield Road

Room C305

OTTAWA K2H 8P9

CANADA

Tel: (1.613) 228 66 90 (54 07)

Fax: (1.613) 228 66 75

E-mail: [jkellar@inspection.gc.ca](mailto:jkellar@inspection.gc.ca)

**Dr Shigeki Yamamoto**

Director

National Institute of Health Sciences

Division of Biomedical Food Research

1-18-1, Kamiyoga, Setagaya-ku

Tokyo 158-8501

JAPAN

Tel: 81 3 3700 9357

Fax: 81 3 3700 6406

E-mail: [syamamoto@nihs.go.jp](mailto:syamamoto@nihs.go.jp)

**Dr. Rodolfo C. Rivero**

National Coordinator TSE

Ministry of Livestock,

Agriculture & Fisheries

Director Northwest Regional Laboratory

Veterinary Laboratories Directorate

"Miguel C. Rubino" -C.C.57370-C.P.

6000 Payasandu URUGUAY

Tel: (598) 72 25229-27871

Fax: (598) 72 27614

E-mail: [dilavepd@adinet.com.uy](mailto:dilavepd@adinet.com.uy) or

[rodolfo@adinet.com.uy](mailto:rodolfo@adinet.com.uy)

**Dr M.J. Nunn**

*(Invited but could not attend)*

Manager (Animal Health Science)

Office of the Chief Veterinary Officer

Australian Government Department of

Agriculture, Fisheries and Forestry

GPO Box 858, Canberra ACT 2601

AUSTRALIA

Tel: (61-2) 6272 4036

Fax: (61-2) 6272 3150

E-mail: [mike.nunn@daff.gov.au](mailto:mike.nunn@daff.gov.au)

**Dr Koen Van Dyck**

Head of Section TSE

European Commission

Health & Consumer Protection

Directorate General, Food Safety:

production and distribution chain,

Biological risks : TSE

Office B 232 - 04/74 B - 1049 Brussels

BELGIUM

Tel: (32 2) 298 43 34

Fax: (32 2) 296 90 62

E-mail: [koen.van-dyck@cec.eu.int](mailto:koen.van-dyck@cec.eu.int)

## オブザーバー

---

**Dr Armando Giovannini**

*OIE Collaborating Centre*

Istituto Zooprofilattico Sperimentale dell'Abruzzo e  
del Molise "G. Caporale"

Via Campo Boario, 64100 Teramo

ITALY

Tel: (39 0861) 33 21

Fax (39 0861) 33 22 51

E-mail: [a.giovannini@izs.it](mailto:a.giovannini@izs.it)

**Dr Concepción Gómez Tejedor Ortiz**

Directora, Laboratorio Central de Veterinaria

Ctra de /algete Km 8

28110 Algete

Madrid

SPAIN

Tel: (34 913) 47 92 77

Fax: (34 916) 29 05 98

E-mail: [cgomez@mapya.es](mailto:cgomez@mapya.es)

## OIE 事務局

---

**Dr Bernard Vallat**

Director General

12 rue de Prony

75017 Paris

FRANCE

Tel: 33 - (0)1 44 15 18 88

Fax: 33 - (0)1 42 67 09 87

E-mail: [oi@oie.int](mailto:oi@oie.int)

**Dr Gideon Brückner**

Head, Scientific and Technical Department

E-mail: [g.bruckner@oie.int](mailto:g.bruckner@oie.int)

**Dr Tomoko Ishibashi**

Deputy Head, Scientific and Technical Dept

E-mail: [t.ishibashi@oie.int](mailto:t.ishibashi@oie.int)

**Dr Christianne Brusckke**

Project Officer, Scientific and Technical Department

E-mail: [c.brusckke@oie.int](mailto:c.brusckke@oie.int)

**Dr Lea Knopf**

Officer in charge of the recognition of countries animal  
disease status, Scientific and Technical Department

E-mail: [l.knopf@oie.int](mailto:l.knopf@oie.int)

## Appendix 2 ( 続き )

### 牛海綿状脳症 ( BSE ) についての国のステータス評価のための OIE アドホックグループ パリ、2007 年 9 月 12-14 日

#### 参加者一覧

#### 委員

---

**Prof. Vincenzo Caporale**

*(President of the OIE Scientific  
Commission for Animal Diseases)*

Director, Istituto Zooprofilattico  
Sperimentale

dell Abruzzo e del Molise G.

Caporale

Via Campo Boario

64100 Teramo

ITALY

Tel: (39.0861) 33 22 33

Fax: (39.0861) 33 22 51

E-mail: direttore@izs.it

**Dr John A. Kellar**

TSE Policy Coordinator

Animal Products Directorate

Canadian Food Inspection Agency

3851 Fallowfield Road

Room C305

OTTAWA K2H 8P9

CANADA

Tel: (1.613) 228 66 90 (54 07)

Fax: (1.613) 228 66 75

E-mail: jkellar@inspection.gc.ca

**Dr. Rodolfo C. Rivero**

National Coordinator TSE

Ministry of Livestock,

Agriculture & Fisheries

Director Norwest Regional Laboratory

Veterinary Laboratorios Directorate

"Miguel C. Rubino" -C.C.57370-C.P.

6000 Payasandu URUGUAY

Tel: (598) 72 25229-27871

Fax: (598) 72 27614

E-mail :dilavepd@adinet.com.uy or

rodolfo@adinet.com.uy

**Dr Shigeki Yamamoto**

*(invited but can not attend)*

Director

National Institute of Health Sciences

Division of Biomedical Food Research

1-18-1, Kamiyoga, Setagaya-ku

Tokyo 158-8501

JAPAN

Tel: 81 3 3700 9357

Fax: 81 3 3700 6406

E-mail: syamamoto@nihs.go.jp

**Dr Koen Van Dyck**

Head of Section TSE

European Commission

Health & Consumer Protection

Directorate General, Food Safety:

production and distribution chain,

Biological risks : TSE

Office B 232 - 04/74 B - 1049 Brussels

BELGIUM

Tel: (32 2) 298 43 34

Fax: (32 2) 296 90 62

E-mail: koen.van-dyck@cec.eu.int

**Dr Dagmar Heim**

*(invited but can not attend)*

Coordination TSE

Office Vétérinaire Fédéral

Schwarzenburgstrasse 161

Case Postale 3003

Bern, SWITZERLAND

Tel: (41-31) 324 99 93

Fax: (41-31) 323 85 94

E-mail: [dagmar.heim@bvet.admin.ch](mailto:dagmar.heim@bvet.admin.ch)

## オブザーバー

---

**Dr Armando Giovannini**

*OIE Collaborating Centre*

Istituto Zooprofilattico Sperimentale dell'Abruzzo e  
del Molise "G. Caporale"

Via Campo Boario, 64100 Teramo

ITALY

Tel: (39 0861) 33 21

Fax (39 0861) 33 22 51

E-mail: [a.giovannini@izs.it](mailto:a.giovannini@izs.it)

**Dr Concepción Gómez Tejedor Ortiz**

Directora, Laboratorio Central de Veterinaria

Ctra de /algete Km 8

28110 Algete

Madrid

SPAIN

Tel: (34 913) 47 92 77

Fax: (34 916) 29 05 98

E-mail: [cgomez@mapya.es](mailto:cgomez@mapya.es)

## OIE 事務局

---

**Dr Bernard Vallat**

*Director General*

12 rue de Prony

75017 Paris

FRANCE

Tel: 33 - (0)1 44 15 18 88

Fax: 33 - (0)1 42 67 09 87

E-mail: [oie@oie.int](mailto:oie@oie.int)

**Dr Gideon Brückner**

Head, Scientific and Technical Department

E-mail: [g.bruckner@oie.int](mailto:g.bruckner@oie.int)

**Dr Tomoko Ishibashi**

Deputy Head, Scientific and Technical Dept

E-mail: [t.ishibashi@oie.int](mailto:t.ishibashi@oie.int)

**Dr Lea Knopf**

Officer in charge of the recognition of countries animal  
disease status, Scientific and Technical Department

E-mail: [l.knopf@oie.int](mailto:l.knopf@oie.int)